

## (1) 平成29年第1回市議会定例会の提出議案について（教育委員会関係）

議案番号	議案名	採決結果
議案第8号	川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全会一致)
議案第22号	川崎市学校給食センター条例の制定について	可決 (全会一致)

議案審査：3月13日（月）文教委員会

### ◆議案第8号

《質疑・答弁》

なし

《審査結果》

全会一致原案可決

### ◆議案第22号

《質疑・答弁》

#### ●学校給食センターの人員配置及び各役割について

○学校給食センターには、所長、事務職及び栄養士を配置していく。所長はセンターの運営を統括する役割として、事業者であるSPC及び教育委員会事務局等との連絡調整等に当たる。事務職は、所長の指示の下、各学校との連絡調整及び事務等を担当する。栄養士については、給食の献立作成のほか、SPCと連携して学校給食センターの運営を推進し、各学校の食に関する指導等を行っていく。また、各職員の配置人数は、現在、関係部署で調整をしており、具体的な人数は決定していないが、教職員定数を定めた標準法やアレルギー対応に係る必要人員等、給食センターの特性を踏まえた配置をしていきたいと考えている。

#### ●栄養士の配置人数について

○栄養士は各学校給食センターへの配置を検討しているが、具体的な人数は調整中であり、標準法に基づき、南部学校給食センターに3人、中部学校給食センターに3人、北部学校給食センターに2人を基本として検討を進めている。

#### ●自校調理方式の中学校における栄養士の配置について

○自校調理方式の学校では各校に栄養士を1人配置している。なお、はるひ野中学校においては、小学校の栄養士と兼務としている。

#### ●実施を予定している栄養士による巡回指導の内容について

○栄養士による巡回指導については、学校給食センターの安定稼動に支障が出ない範囲での実施を考えているため、具体的な内容については学校給食センターの安定稼動後に検討していく。今後、小学校に配置している栄養士も含めた栄養教諭のネットワークを活用し、市内全体の食育が推進できるように取り組んでいきたい。

#### ●栄養士の業務場所について

○栄養士については、事務室内に執務スペースがあるが、調理中は調理室内でのモニタリングなどの業務を行うことも想定している。

《意見》

- ・学校給食センターの所長は、SPCや教育委員会事務局等との連絡調整といった重要な役割を担うため、適材適所の人員配置を行ってほしい。

- 市全体での食育の推進に当たっては、小学校に配置している栄養士の業務量が増加し、多忙化に拍車をかけることがないようにしてほしい。また、食育推進の中心は各校に配置された栄養士であると考えため、市独自での配置により、栄養士を増やすことについても検討を進めてほしい。
- 他の自治体では、栄養士が調理現場にも学校へも頻繁に携わっているところもあるため、本市においても参考にしてほしい。

《議案第22号の審査結果》

全会一致原案可決

(2) 平成29年第1回市議会定例会の答弁について（教育委員会関係）

① 代表質問

	会派	議員名	内容	頁
代表 質 問	自民党	松原議員	全国学力・学習状況調査について	5
			平成28年度川崎市包括外部監査の結果報告書について	5
			県費負担教職員の市費移管等について	6
			いじめの重大事態について	7
			いじめへの対応について	8
			高等学校奨学金について	8
			食育推進計画(案)について	9
	公明党	花輪議員	中学校完全給食の実施について	10
			いじめに関する聞き取り調査について	10
			「いじめ」と認識していなかった案件について	11
			不登校児童生徒に対する支援について	11
			高等学校奨学金について	12
			県費負担教職員の市費移管等について	12
			教員の時間外勤務等について	13
	民進みらい	織田議員	動物愛護について	13
			高等学校奨学金について	14
			教職員定数について	15
			臨時的任用職員の確保について	15
			黒川地区小中学校新築事業にかかる、モニタリング実施計画について	15
			中部学校給食センターについて	16
			県立川崎図書館について	17
			学習支援について	17
	共産党	市古議員	学校の擁壁について	18
			就学援助について	19
			少人数学級拡充について	19
			定数内欠員について	20
			中学校給食について	20
			高等学校奨学金について	21
教員の勤務時間の把握について	21			

② 予算審査特別委員会

	質問日	委員名	内 容	頁
予 算 審 査 特 別 委 員 会	3月6日	佐野議員	インフルエンザによる学級閉鎖等臨時休業措置の状況について	22
		吉岡議員	タブレットコンピュータの整備について	22
		勝又議員	中学校給食について	23
			教育環境の整備について	24
		橋本議員	部活動の補助金について	26
		河野議員	中学校給食推進事業について	27
		添田議員	認知症サポーター養成講座について	28
	渡辺議員	平和推進事業について	28	
	3月7日	川島議員	地域の寺子屋事業について	29
		片柳議員	定時制生徒自立支援事業について	30
			ブラックバイト対策について	32
			大学奨学金について	32
		末永議員	道徳教育について	33
			児童支援コーディネーター専任化事業について	34
		木庭議員	「子どものためのオーケストラ鑑賞事業」の現在の状況について	35
		露木議員	児童支援コーディネーターについて	37
		宗田議員	学校施設長期保全計画について	38
		月本議員	主権者教育について	39
	子どもたちの自立について		40	
	3月8日	大庭議員	教育施設整備について	42
		岩隈議員	A L Tの有効活用について	43
			学校給食について	44
	三宅議員	学校給食センター整備について	46	
	3月9日	松原議員	学校保健統計調査について	47
			教員募集について	47
			学校における新聞配置について	48
		沼沢議員	公立高校入学者選抜における受検機会の拡大について	49
			新設小学校について	50
		織田議員	教育活動サポーター配置事業について	50
			医療的ケアについて	51
			給食室の環境改善について	51
			給食室の環境改善について	52
		斉藤議員	再生整備について	52
		大島議員	市立学校におけるA E D設置について	54
		花輪議員	学校司書配置事業について	55

## ■ 代表質問（2月27日）自民党 ■

### ◆全国学力・学習状況調査について

#### ◎質問

教育改革の実現に向けた取り組みでは、全国学力学習状況調査の結果を踏まえ、学校ごとに数値目標を明確にし、学校、家庭、地域が十分に連携した取り組みが行われていますが、これまでの全国学力調査に於ける本市の数値結果及び望ましい変化は見られたのか伺います。

また、教育については、他国におもねることが多々あったようにも思いますが、2020年度からの次期指導要領の改定案が公表された中、主体的に学ぶ授業への転換をどのように図っていくのか伺います。

また、かわさき教育プラン及び川崎市教育振興基本計画における各教科の指導上の目標について変更は生じないのか伺います。

#### ◎答弁

各学校では、調査結果から子どもたちの状況を把握し、それを踏まえた改善策等を示した「全国学力・学習状況調査の結果概要と学校における今後の取組について」を保護者や地域に配付し、学校の教育活動に御理解・御協力を頂いているところでございます。また、総合教育センターでは、調査結果から学習状況を把握し、授業改善と学力向上に向けた取組についての説明会を各学校の担当教員に実施しているところでございます。

今年度の平均正答率につきましては、全国と比較しますと、国語、算数・数学ともに、知識を問うA問題におきましては同程度でございますが、活用を問うB問題につきましては、全国を上回る望ましい状況が見られております。児童生徒質問紙調査につきましては、本市21年度と28年度を比較しますと、中学校数学の授業の理解度が7ポイント増加し、自尊感情は小学校8ポイント、中学校12ポイント増加しております。各学校が子どもたちの状況を踏まえて授業改善を図り、さまざまな教育活動に取り組んだ成果であると捉えております。

次に、主体的に学ぶ授業への転換につきましては、子どもたちに「生きる力」を育成するために、本市ではこれまでも授業改善に取り組んでおります。学習指導要領改訂案では「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が求められておりますので、教育委員会といたしましては、今後も引き続き、各学校がこの視点に基づいて教育課程編成や授業改善を図れるよう、教育課程研究会や各教科等の研究・研修等に取り組んでまいります。

次に、指導上の目標の変更につきましては、第2次川崎市教育振興基本計画である「かわさき教育プラン」におきまして、「キャリア在り方生き方教育」の推進を示し、全校で実施するとともに、一人ひとりが社会を生き抜くために必要な「生きる力」を確実に身に付けることを示しております。これらは新学習指導要領が目指している「新しい時代に必要となる資質・能力」を先取りして取り組んでおりますので、指導上の目標については新たに変更する必要はないものと考えております。

### ◆平成28年度川崎市包括外部監査の結果報告書について

#### ◎質問

包括外部監査人より指摘された需用費「マイクロソフト社教育機関向けライセンス(EES)」の入札手続きにおいて、入札書の記載に2件の不備がありました。その他、委託料「川崎市教育情報ネットワークシステム運用管理委託」の入札手続きにおいても、入札書の記載に不備が1件あったと指摘されております。記載不備の要因として分かりにくい箇所等があったのか伺います。

また、今後の改善策についても伺います。

委託料「川崎市教育ネットワークウェブページ運営管理託」は、一般競争入札にもかかわらず、

応札者は1者のみであり、しかも、落札率は100%であると包括外部監査人より意見されています。入札には2者、参加申し込みを行い途中で1者辞退されているとのことですが、なぜ参加申込社数がここまで少ないのか原因を伺います。また今後、参加申し込みが増えるような対策を検討しているのか、伺います。

#### ◎答 弁

はじめに、入札書の記載に不備があったとの指摘についてでございますが、競争入札の参加者が、代理人をもって入札する場合は、委任状の提出と併せて、入札書に代理人の氏名押印を求めています。代理人の記載がない入札書があったものでございます。

入札書の記載等につきましては、「川崎市競争入札参加者心得」などが、市の入札情報のホームページにも掲載されておりますが、今後につきましては、入札参加者に対し注意を促し、入札手続きを適切に行ってまいります。

次に、一般競争入札の参加者が少ないとの意見についてでございますが、入札の日程や参加者の要件が、参加の支障とならないよう配慮しており、参加者が少ない理由は明らかではございませんが、今後、辞退者があった場合には、その理由等を聴き取るなど、改善方策について検討してまいりたいと考えております。

包括外部監査の指摘等について、改善策の検討にあたりましては、関係局とも協議してまいりたいと考えております。

#### ◆ 県費負担教職員の市費移管等について

#### ◎質 問

次に、県費負担教職員に係る事務・権限の移譲について伺います。

第4次一括法の制定により、県費負担教職員に係る事務・権限が県から市に移譲されることを機に、財源や勤務条件の課題をはじめ、多くの協議と調整が図られ、議会、委員会等で議論されてきました。結果、権限移譲の見込み額としては、国庫負担金136億円、県からの税源移譲分393億円、交付税措置等31億円の計560億円が事業費予算として計上されています。本市として、国・県に対して、現在道府県が提供している教育行政の水準を維持できるよう所要額全額を適切かつ確実に措置することを求めてきましたが、事務・権限の移譲にあたり、適切な移譲額となったと考えて良いのか、見解を伺います。

試算の段階では、不足額が出るとの予測も出ていますが、社会保障関連経費や退職金など今後どのように財政手当していくのか伺います。

事務・権限の移譲を機に、本市の学校教育のさらなる充実が求められますが、来年度以降の具体的な取組みを伺います。

4月からのスタートに向け、円滑な移譲準備が進められていることを期待しますが、課題点を含めた現在の進捗状況に関する見解を伺います。

#### ◎答 弁

はじめに、事業費についてでございますが、移管に伴う、財政措置の在り方につきましては、平成25年11月に指定都市所在道府県と指定都市において、国が地方財政措置を検討し、適切に講じることを前提として、道府県から指定都市に個人住民税所得割2%の税源移譲が行われることで合意しております。

税源移譲に係る合意時において、平成24年度の神奈川県決算を元にした試算では、交付税措置等として29億円の財政措置が必要であり、平成29年度予算案では、31億円の交付税措置等が必要となっており、一定の財政負担が生じているところでございます。

事業費全体としては増額しておりますが、全体の枠組みといたしましては、概ね整合が図られて

いるものと考えております。

次に、今後の財政措置等についてでございますが、次年度以降、必要となる財政措置につきましては、事業費の精査を行うとともに、引き続き、関係部局と協議、調整してまいります。

次に、権限移譲を契機とした学校教育の充実に向けた取組についてでございますが、本年4月の権限移譲時におきましては、文部科学省から「制度改革の前後で学校現場に大きな混乱が生じないよう留意する必要がある」との見解が示されておりますので、直前の神奈川県教職員配置基準を一定程度踏襲しておりますが、移譲された権限を活用し「児童支援コーディネーター専任化事業」等への対応を行ってまいりたいと考えております。

今後も、移譲された権限を効果的に活用していくため、社会経済の動向や学校教育へのニーズの把握に努め、「かわさき教育プラン」に基づく取組の推進や学校現場の課題解決に向けて継続的に検討を行い、学校教育体制の充実を図ってまいりたいと存じます。

次に、市費移管等に向けた取組状況についてでございますが、平成26年4月に職員部に県費教職員移管準備担当を設置し、この間、市費移管に伴う「給与・勤務条件制度の整備」や「人事給与システム」等の改修、教職員定数等の権限移譲に伴い、新たな業務となる「教職員定数算定」及び「義務教育費国庫負担金」等の事務について鋭意準備を進めてまいりました。

現在は、各業務の円滑な実施に向けて、学校現場への周知や改修したシステムの本番環境での受入試験など、最終的な準備作業を行っているところでございます。今後、移管に伴う新たな業務につきましては、安定的な業務執行体制が早期に確立できるよう、国等と連携を図りながら、遺漏のないよう対応を図ってまいります。

## ◆ いじめの重大事態について

### ◎質問

次に、川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例に基づく調査・審議について伺います。

現在本市において、いじめ対策推進法28条の2「重大事態」に該当する「いじめにより相当の期間学校を欠席する児童等」について、条例で規定されている調査委員会にて審議をされているとのことですが、その概要と経過、教育現場における対応について伺います。

文部科学省は「いじめはある」という前提で臨むよう通達しています。まずは現状の把握が必要ですが、いじめの総数と、不登校の児童生徒のうち、いじめを原因とするものは何件あると承知しているのか伺います。

併せてその対応について伺います。

悪ふざけ、いじわる、いじめ、とその違いを定義するのは、学年が低ければ低いほど困難であり、むしろ定義することに躍起になるのは本末転倒であると考えます。いじめであるかないかに拘わらず、初期段階での教員の指導力が大きくその後を左右します。もちろん、児童生徒の人格形成、教育の基本は親であることは論を待ちませんが、教員の資質向上について見解を伺います。

本市ではいじめ対策について先進的な取組みをしてきた経緯がありますが、現在までの課題や反省点について伺います。

あわせてそれを踏まえての今後について伺います。

### ◎答弁

はじめに、現在、8項目の全調査の中で本市で公表しているのは、小学校、中学校、高等学校の「暴力行為」、「いじめの状況」、小学校、中学校の「長期欠席の状況」でございます。

公表している調査結果につきましては、本市の児童生徒指導上の課題を改善し、施策に生かすため、経年変化を含め公表しておりますが、学校や個人が特定されるおそれのある調査については公表を控えております。

次に、平成27年度の暴力行為の発生件数につきましては、対教師暴力・生徒間暴力・対人暴

力の3項目では、「学校管理下」及び「学校管理下以外」での調査であり、器物損壊につきましては、「学校管理下」での調査となっております。

小学校の対教師暴力は、「学校管理下」が14件、「管理下以外」が0件、生徒間暴力は、「学校管理下」が56件、「管理下以外」が6件、対人暴力は、「学校管理下」が3件、「管理下以外」が0件、器物損壊は、「学校管理下」が27件となっております。

中学校の対教師暴力は、「学校管理下」が15件、「管理下以外」が0件、生徒間暴力は、「学校管理下」が145件、「管理下以外」が7件、対人暴力は、「学校管理下」が3件、「管理下以外」が5件、器物損壊は、「学校管理下」が27件でございます。

次に、家庭支援につきましては、暴力行為は、学校が家庭と協力しながら対応していただくだけでなく、必要に応じて、学校が家庭と他機関をつなぎながら児童生徒及び保護者の支援をしていくことが必要であると考えております。

現況につきましては、学校が区・教育担当に相談し、児童相談所、警察署、少年相談・保護センター、区役所の福祉関係部署や医療機関等の外部機関のそれぞれの専門家と連携しながら、児童生徒の立ち直りを図っております。

## ◆ いじめへの対応について

### ◎質問

被害児童生徒、加害児童生徒ともに「育ち」を阻害せず、生きる力を身につけることが教育本来の目的であり、その基本理念に基づいた対処をすべきと考えます。本事案への見解と併せて、教育長の見解を伺います。

### ◎答弁（教育長）

子どもたちは、それぞれの発達段階の中で、その属する集団において他者との様々な触れ合いや経験を通して、社会性が育まれ成長していくものと認識しております。

社会状況の変化によって、子どもたちがそのような他者との関わりを家庭や地域の中で経験する機会は非常に少なくなってきたおり、学校は子どもたちの社会性を育成するうえで大変重要な場となっております。

様々な場面で、子どもたちは時に言い争ったり、ケンカをしたり、嫌な思いをしたり、またお互いを助け合ったりする等の経験をしながら成長する中で、次第に他者意識が育ち、他者と自己との関係のあり方を少しずつ学んでいくものと考えております。

小学校段階という成長の過程においては、いじめが発生する可能性はどの学校、どの集団でもあり得ることと考えておりますが、その未然防止に最大限努めるとともに、重篤な状態に至ることのないよう、学校としての適切な対応を確実にいき、被害の子どもに寄り添うとともに、加害の子どもに対しても、その反省を自分の成長につなげていけるような指導を行わなければならないと考えております。

本事案において、被害児童の欠席が続いていることは、たいへん憂うべき事態であると認識しております。今後の「いじめ問題専門・調査委員会」における審議内容からも、いじめ対応の課題がさらに明らかになるものと考えておりますので、調査結果を活かして着実に問題解決を図るとともに、あわせて再発防止に向けた取組も進めてまいりたいと考えております。

## ◆ 高等学校奨学金について

### ◎質問

奨学金の支給による支援について伺います。

本事業は、能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な方に高等学校奨学金を支給し、また大学奨学金の貸付を行う支援事業です。本年度、申請基準を満たしているにも関わ

らず、認められなかった申請者が多数いたこともあり、来年度予算案では学年資金、入学支度金ともに、申請基準を満たした生徒全員に支給できるよう、増額となっています。いままで同様の課題がありながら今回増額という判断に至った理由を伺います。

基準を満たす申請者が本市の見込みを超えた場合、どのように対応するのか伺います。

また、特別支援学校において、知的障害等、数値化した評価が出ない生徒に関しては、奨学金支給の対象とはならない現状は改善すべきと考えますが、見解と対応を伺います。

## ◎答 弁

はじめに、本奨学金制度は、能力があるにもかかわらず、経済的理由のため修学が困難な生徒にとって有意義な制度であり、意欲、能力ある生徒が将来社会的に自立するために有効な支援策であると認識しているところでございます。

国の「子どもの貧困対策に関する大綱」では、教育の支援が重点施策の一つとして位置づけられ、本市においても対策の推進を図っていることから、平成29年度予算案では、平成28年度に申請基準を満たした申請者数をもとに、本奨学金制度の充実を図ったところでございます。次に、申請基準を満たした申請者への支給金額が、予算額を上回った場合には、必要な予算の確保に向けて、関係局と協議してまいります。

次に、特別支援学校生徒のうち知的障害を持つ生徒についてでございますが、生徒一人ひとりの障害等の状態に応じて個別に設定した指導目標や指導内容に基づいて生徒指導が行われており、その学習状況が文章で記述されることから、成績を奨学生の資格要件として定めている本奨学金制度において支給対象とすることは難しいものと考えておりますが、他都市の取組などについて調査・研究してまいります。

## ◆ 食育推進計画(案)について

### ◎質 問

学校給食用にアレンジしたうえで提供するなど、学校における食育がさらに進められようとしています。そこで、本市の学校に於ける食育はどのように進められようとしているのか、また、市の計画への位置付けはどのようにされているのか、伺います。

また、株式会社タニタとの連携は、子どもたちの健やかな成長にどのように繋げていくのか、その目的を伺います。

今後、様々な事業が展開されますが、事業実施に対する財源確保について考え方を伺います。

### ◎答 弁

はじめに、学校における食育の推進についてでございますが、「第4期川崎市食育推進計画(案)」におきましては、各ライフステージに応じた取組が設定されており、学校給食及び学校における食育は、学童期・思春期における主な取組に位置づけられているところでございます。

計画では、若い世代の食育が課題として挙げられているところでございますので、食に関する正しい知識を習得し、「食の自己管理」が出来るように、食育を進めてまいりたいと考えております。

次に、株式会社タニタとの連携についてでございますが、健康総合企業としてさまざまな知見を備えた、株式会社タニタと連携しながら、タニタメソッドを活かした献立の提供や、それらの献立と連動した取組を進めるなど、子どもたちが生涯にわたって健康的な生活を送ることが出来るような食育を、本市が進める「健康給食」を活かした取組と合わせて進めてまいります。

平成29年度予算案には、平成30年度に提供する4種類の献立作成のための検討等に係る経費を計上したところでございますが、それ以降の事業に要する経費につきましては、手法や事業規模、効果等も含めまして、関係局と協議しながら検討してまいります。

## ■ 代表質問（2月27日）公明党 ■

### ◆ 中学校完全給食の実施について

#### ◎質問

平成29年1月から自校方式2校、小中合築2校の4校でスタートし、センター方式にて南部が9月、中部・北部が12月から実施予定です。先日、市議団で中野島中学校自校方式の給食を視察しました。生徒達の会話が弾み、配膳や先生方のエプロン姿など様々な工夫がされていて楽しい給食時間になっている様子を拝見しました。長年、給食導入を強く提案してきてよかった、と改めて感じる機会にもなりました。今後の全校実施にあたり、先行事例を参考にした配膳時間、喫食時間等の十分な確保が必要な事も再認識しました。現状と今後の取組みを伺います。

視察先の学校では、栄養教諭の指導により毎食の喫食前にクイズ形式で楽しく食育が実施されていました。全校実施に於いて、このような食育指導について「栄養教諭や栄養士」の全校への連携のあり方について現状と今後の取組みを伺います。

健康づくりに取り組むとして、株式会社タニタと協定を結びました。平成30年度から年4回、中学校給食の献立を監修するとの事です。監修された献立から想定する一食あたりの費用を伺います。

全体の給食費用に影響しないような配慮が必要と考えます。見解と対応を伺います。

#### ◎答弁

はじめに、給食時間についてでございますが、平成28年1月から完全給食を実施している東橘中学校におきましては、平成28年1月及び同年4月に昼食時間の見直しを行い、十分な喫食時間の確保を図ったところでございます。

また、本年1月から新たに完全給食を導入した、中野島中学校等におきましても、東橘中学校での試行結果を踏まえ、それぞれ昼食時間の検討、又は見直しを行いながら、完全給食を実施しているところでございます。

今後、センター方式で給食を実施する学校におきましても、喫食時間を20分程度確保し、円滑な給食運営ができるよう、先行実施している4校についての情報提供等を行ってまいりたいと考えております。

次に、栄養教諭等についてでございますが、学校給食センターに配置される栄養士が、食育だよりや巡回指導を通じて全般的な食育の推進を図るとともに、現在行われている小中連携の取組や、栄養教諭等による学校間のネットワーク支援活動等を活用して、小学校から中学校にかけての体系的、計画的な食育推進がさらに図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、株式会社タニタとの連携についてでございますが、平成29年度の中学校における学校給食費の1食当たり基準単価は320円に設定しておりますが、4半期に1度提供する監修献立につきましても、現段階の試算では、100円前後基準単価を上回っているところでございます。

監修献立を提供することによる保護者の追加負担は想定しておりませんので、今後の献立の検討・試作により、単価の低減を図るとともに、他の献立を工夫することにより、年間を通して食材費の不足が生じないように調整してまいります。

### ◆ いじめに関する聞き取り調査について

#### ◎質問

いじめについてです。

横浜市の避難児童生徒へのいじめをきっかけに全国で実態調査が行われました。第4回定例会における我が党の代表質問に対し教育次長は、「報告は受けていない」またその後の聞き取り調査

においても「そのような事実はない」と答弁されています。その後、代理人の弁護士からの報告で、卒業生の中学校在学時に、いじめがあった事実が確認されました。卒業生を含め、対象者への聞き取り調査を行うべきであったと思いますが、見解と対応を伺います。

全国的に、いじめの認知件数は増えていますが、本市におけるいじめの認知件数の推移と、それに対する見解と取組みを伺います。

#### **◎答 弁**

いじめへの対応につきましては、今つらい思いをして、苦しんでいる児童生徒の対応を第一に考え、早期発見、早期対応を図るため、現在在籍している児童生徒の実態調査を行ったところでございます。卒業生への調査につきましては、卒業後に転居しているケースもあり、対象となるすべての卒業生を把握することは、難しい状況でございました。今後、卒業生やその保護者から在籍当時のいじめについて、訴えや相談があった場合には、その意向を踏まえ、事実関係の確認等の対応を行ってまいります。

次に、いじめの認知件数についてでございますが、平成27年度の市立小中学校における、いじめの認知件数は808件で、前年度の804件から増加しており、平成23年度以降、増加傾向にあります。これは、本市が進めております児童支援コーディネーターの専任化により、児童へのよりきめ細かい見とりと、より身近に保護者等と相談する機会が増えたことから、課題が深刻化する以前に掘り起しがなされたこと、また、平成25年のいじめ防止対策推進法の制定後に、各学校が新しいいじめの定義に合わせて、児童生徒が心身の苦痛を感じている場面をきめ細かく捉え、いじめの認知を積極的に行っていることによるものと考えております。

各学校では、それぞれの「学校いじめ防止基本方針」に基づいて校内体制を整備し、いじめの未然防止と早期発見・早期対応に努めているところでございます。特に、毎年6月から7月末までを、「児童生徒指導点検強化月間」として全市立学校で教育相談やアンケート調査等を行い、いじめ防止等の取組を継続して進めるとともに、児童生徒指導に関する各種研修において、いじめ問題の様々な事例を取り上げ、いじめへの対応力を高めるよう、努めているところでございます。

#### **◆ 「いじめ」と認識していなかった案件について**

##### **◎質 問**

生徒本人や教師も「いじめ」と認識していなかった案件も、注視して取組むべきですが、見解と対応を伺います。

##### **◎答 弁（教育長）**

「いじめ防止対策推進法」では、いじめを「心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義しており、あくまでも被害児童生徒に寄り添って対応することが重要であると認識しております。

関与した児童生徒がいじめと認識していない場合でも、相手が心身の苦痛を感じている場合は、いじめであるという認識の上、教職員が対応すべきであると考えております。

#### **◆ 不登校児童生徒に対する支援について**

##### **◎質 問**

いじめ・不登校生徒に対して特別支援教室を使って教育支援を行い、成果を挙げている学校が横浜市内にあります。見えにくい裏門から入って徐々に学校に慣れさせて不登校から脱却させる取組みです。当初は効果に疑問を持つ先生方も不登校児が30人から7人に減少し、かえって負担が減ったとのことでした。本市の見解と取組みを伺います。

## ◎答 弁

本市におきましても、教室に入れない児童生徒に対し、相談室等の教室以外の部屋で学習支援等を行っている学校がございます。こうした別室を活用して指導する取組は、登校再開へ向けての段階的な支援策の一つであると認識しており、教育委員会といたしましては、登校支援の必要な児童生徒に対して、徐々に学校生活への適応が図られるよう、効果的な別室での支援方法を示すなど、より一層、各学校の取組を進めてまいります。

## ◆ 高等学校奨学金について

### ◎質 問

高等学校奨学金支給制度についてです。

能力があるにもかかわらず、経済的理由のため就学が困難な高校生に対し、川崎市高等学校奨学金実給制度があります。今までも、その拡充を強く求めてきましたが、新年度の具体的取組みを伺います。

### ◎答 弁

平成29年度からの高等学校奨学金制度の変更点につきましては、1点目として、高等学校と同様の教育課程を行っている高等専門学校第1学年から第3学年までの期間、及び専修学校の高等課程を支給対象校に追加すること、2点目として、入学支度金の支給時期を入学前の3月としたところでございます。

なお、平成29年度予算案では、平成28年度に申請基準を満たした申請者数を基に、本奨学金制度の充実を図ったところでございます。申請基準を満たした申請者への支給金額が、予算額を上回った場合には、必要な予算の確保に向けて、関係局と協議してまいります。

## ◆ 県費負担教職員の市費移管等について

### ◎質 問

県費負担教職員の市費移管についてです。

事業費約560億円が新年度予算案に計上されました。対象となる教職員数と権限移譲の主な内容について伺います。

### ◎答 弁

第4次一括法の制定により、本年4月に県費負担教職員の給与負担事務が本市へ移管されることなど、人事権者と給与負担者が異なる、いわゆる「ねじれ」が解消され、6,000人を超える県費負担教職員が市費教職員となります。

また、給与負担事務に加えて、学級編制及び教職員定数の決定権限が移譲されることから、学校の設置者である本市自らが教職員定数等の判断ができるようになるため、より一層、学校の実情に即した教職員配置が可能となります。

本年4月の権限移譲時におきましては、文部科学省からの「制度改正の前後で学校現場に大きな混乱が生じないよう留意する必要がある」との見解を踏まえ、直前の神奈川県配置基準を一定程度踏襲しておりますが、移譲された権限を活用し「児童支援コーディネーター専任化事業」等への対応を行ってまいりたいと考えております。

今後も、社会経済の動向や学校教育へのニーズの把握に努め、「かわさき教育プラン」に基づく取組の推進や学校現場の課題解決に向けて継続的に検討を行い、権限移譲を契機とした、更なる学校教育体制の充実を図ってまいりたいと存じます。

## ◆ 教員の時間外勤務等について

### ◎質問

今回を契機に、学校教育の充実のため、業務の適正化と専門性の向上を図る事が重要です。そのために、教職員の勤務の実態調査が必要であると考えます。報道では、教職員の時間外勤務に関して、横浜市と本市との間に2倍以上の乖離があることが明らかになりました。教育長の見解と対応を伺います。

併せて、教職員の働き方改革について、教育長の見解を伺います。

### ◎答弁(教育長)

本市における教員の時間外勤務につきましては、勤務時間記録簿により、把握を行っているところでございますが、報道にございました横浜市と本市の教員の時間外勤務時間数の乖離につきましては、前提とした調査条件等が異なるため一概には比較できないものと考えております。しかしながら、本市におきましても、より正確な勤務実態の把握を行うため、既に調査を実施している国や横浜市の手法などを参考に、本市における調査の対象や条件、結果の活用方法等を検討してまいります。

また、教育委員会では、「川崎市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関に勤務する職員の心と身体の健康保持及び仕事と生活の調和を図り、長時間勤務の是正に向けた取組を推進することなどを目的といたしまして、昨年12月に「教育委員会働き方・仕事の進め方改革推進本部」を設置しております。

この目的を達成するために、教職員も含めた全職員の働き方改革に向けて、現状や課題を整理し、職員の働く環境の整備、意識の改革等、多様な働き方の推進に取り組んでまいります。

## ◆ 動物愛護について

### ◎質問

次に、動物愛護について伺います。

いよいよ新・動物愛護センターの建設が始まります。新センターは“いのちを学び、つなぐ、そして守る場”とのコンセプトを掲げています。これまで以上に、教育における動物愛護センターの位置づけをすべきです。奈良県にある宇陀アニマルパークでは動物への思いやりを深め、「いのち」の大切さを実感させるなどを目的に教育委員会と連携し「想像力・共感力」を深め促す事業を全学年で進めています。本市にも取り入れるべきです。健康福祉局長、教育長それぞれ見解を伺います。

実現にはしっかりとした教材を作成することから始まります。体制を含め検討するべきですそれぞれに見解を伺います。

### ◎答弁(教育長)

生命の大切さを学ぶ学習につきましては、全校種において学校の実態や児童生徒の発達段階に応じた内容で進めているところでございます。

動物を介し実感を通して生命を学ぶ取組につきましては、動物愛護センターの協力を得ながら、「動物愛護教室」や「いのちの教育プログラム」を実施しております。今後も引き続き、動物愛護センターとの連携を図るなどしながら、さらに命を大切にする心や他者への思いやりを育む教育を進めてまいります。

次に、教材につきましては、教育委員会では、現在、健康福祉局動物愛護センターが設置した「いのちの教育に係る意見交換会」に参加し、関係機関や関係局と連携を図りながら教材開発に取り組んでいるところでございます。今後は、各学校が教材を効果的に活用できるよう、具体的な実践事例を示すなどの工夫をしてまいります。

## ■ 代表質問（2月28日）民進みらい ■

### ◆ 高等学校奨学金について

#### ◎質問

川崎市高等学校等奨学金補助金について伺います。

平成 29 年度は 28 年度不足した額を上乗せし、計上されております。しかし、申請者数は年度ごとに異なり、該当者数が予算を上回った場合の対応が明確ではありません。支給予定額が、当初予算額を上回った場合の財源の確保について伺います。

#### ◎答弁

本奨学金制度は、能力があるにもかかわらず、経済的理由のため修学が困難な生徒にとって有意義な制度であり、意欲、能力ある生徒が将来社会的に自立するために有効な支援策であると認識しているところでございますので、申請基準を満たした申請者への支給金額が、平成 29 年度予算額を上回った場合には、必要な予算の確保に向けて、関係局と協議してまいります。

#### ◎再質問

本市の高等学校奨学金について教育長に伺います。

この奨学金は経済的理由で高校進学が困難な生徒へ支給される大変貴重なものです。先ほどの答弁で申請基準を満たした申請者への支給金額が予算を上回った場合関係局と協議するとのことですが、平成 27 年度、28 年度に支給要件を満たしているにもかかわらず、不支給者を多数発生させた実態があることから、この答弁では不安が残ります。要件を満たす対象者への支給が確実に実施できるのか、再度伺っておきます。

#### ◎答弁

平成 29 年度予算案では、平成 27 年、28 年度に申請者数が増加したため、全員に奨学金を支給できなかったことを踏まえ、平成 28 年度の申請基準を満たした申請者数をもとに、本奨学金制度の充実を図ったところでございます。

申請基準を満たした申請者への支給金額が、予算額を上回った場合につきましては、必要な予算を確保できるよう、関係局と協議してまいります。

教育委員会といたしましては、協議に当たり、本奨学金制度の趣旨に鑑み、遺漏なきよう積極的に取り組んでまいります。

### ◆ 教職員定数について

#### ◎質問

教職員定数についてですが、少人数指導や 35 人学級に対応した学級編制は任命権者により弾力的に運用でき、今後は本市が国と協議することになります。習熟の程度に応じた指導の推進や教職員が一人一人の子どもと向き合う時間の確保のためにも、本市としても定数改善措置を積極的に活用していくべきと考えます。見解を伺います。

#### ◎答弁

少人数指導や少人数学級など習熟の程度に応じたきめ細やかな指導の実施に際しましては、加配定数である指導方法工夫改善定数を使い、必要な人員を配置しております。

市費移管後につきましては、基本的には同様の手法を取ることとなりますが、加配定数につきましては、本市として国に改善を求めてまいります。

また、「かわさき教育プラン」に基づく取組の推進や学校現場の課題等の解決に向けて、国が提示する加配メニューの中から対応可能なものを選択し、これを積極的に取り入れ、学校教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

#### ◆ 臨時的任用職員の確保について

##### ◎質問

教職員が療養休暇や産休などに入った場合に、臨時的任用教職員が配置されずに欠員が生じている現状について伺います。代替教職員のための事前登録者が年度の終りに不足し、若い教職員が増え今後も産休代替等の増加が想定されることから、新たな対策を打ち出すべきと考えますが対応を伺います。

##### ◎答弁

臨時的任用職員を希望する方には、事前に教員免許状の写しや卒業証明書等を提出して、臨時的任用職員志願者として登録していただき、登録者の中から適切な人材を配置しております。

近年、児童生徒数の増加に伴い、教員数も増加している中、休職や育児休業等により年度途中に臨時的任用職員の任用が必要となる状況が増えております。現在、必要な人員を配置するため、臨時的任用職員の登録者数の増加に向けて積極的に広報活動を行い、登録日の拡充等を図っているところでございますが、配置可能な登録者が十分に確保できているとはいえない状況にあり、速やかな配置が難しい場合もでてきております。

平成28年度からは、一部の大学では教員採用説明会の中で臨時的任用職員に関する説明を行い、説明会終了後に登録受付を実施するなど新たな取組も始めたところでございます。

来年度も引き続き、登録者数を増やすために、募集ポスターの大型化やデジタル掲示板の活用など、広報媒体の拡充について取組むとともに、登録手続きについても見直しを行い、利便性を高め、登録者の確保に努めてまいります。

#### ◆ 黒川地区小中学校新築事業にかかる、モニタリング実施計画について

##### ◎質問

モニタリング実施計画を策定していなかった原因究明と再発防止策を速やかに実施することを求めます。教育長に対応を伺います。

##### ◎答弁（教育長）

モニタリングの実施に当たりましては、その手続等の具体的な内容を予め定めておく必要があり、この計画書が作成されていなかったのご指摘をいただいたものでございます。

この原因につきましては、PFI事業に関する準備調整を担当していた部署から、平成20年4月の開校にあたり担当部署への引継ぎが確実になされていなかったものと認識しているところでございます。

これまでも、業務仕様書等に照らし、事業者から提出されます各種の事業報告書類や、学校管理者の確認により日々の履行状況を把握してまいりましたが、PFI事業は長期にわたる公共サービスの水準を保つ必要がございますことから、モニタリング実施計画書が作成されていなかったこと、及び先の議会答弁の際に実施計画書の再確認を怠ったことにつきまして、大変申し訳なく思っているところでございます。

今後、本事業にかかる実施計画書を年度内を目途に作成するとともに、学校給食センターをはじめ、各PFI事業につきましても、モニタリングを適切に実施してまいります。また、PFI事業にかかる職員のスキルアップにも努めてまいります。

## ◆ 中部学校給食センターについて

### ◎質問

中部学校給食センター整備等事業について伺います。PFI 事業の代表企業である株式会社グリーンハウスは、現在、立川市の公立校で発生している集団食中毒の原因ではないかと疑いのある学校給食を調理している民間事業者です。現在、立川市では、原因究明が進められていますが、原因等が分かり次第、速やかに民間事業者に対して、報告並びに必要であれば対策を講ずるべきと考えます。教育次長の見解を伺います。

### ◎答弁

学校給食施設は、文部科学省の学校給食衛生管理基準等に則った運用が求められ、安全性の確保が最優先であると考えております。このため、本市の学校給食センター整備等事業におきましても、国の基準等の遵守を徹底するとともに、安全で衛生的な食品を製造するための管理方法であるHACCP(ハサップ)の概念を取り入れ、衛生管理に万全を期してまいります。

なお、他都市の小学校におきまして、給食が原因の食中毒の疑いが発生したことにつきましては、現在、保健所における原因究明が進められていると伺っておりまして、本市といたしましても、情報収集に努めているところでございます。今後、検査結果等が公表されるものと存じますが、必要であれば対策を講じてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、本市の学校給食センターの運営に当たりましては、市の職員による的確なモニタリングを実施し、安全・安心な中学校給食を確実に提供してまいります。

## ◆ 県立川崎図書館について

### ◎質問

次に、県立川崎図書館の移転問題について伺います。

県立川崎図書館移転に係る諸問題について、県教育委員会と本市教育委員会の「調整会議設置」についての協定書がとり交わされたと仄聞します。今後の神奈川県との協議スケジュールについて伺います。

次に協定の内容についてですが、蔵書の規模は9月定例議会で3分の2はKSP、残りは外部保管という報告がされています。市民から蔵書は分散すべきでないという声もありますが対応を伺います。

さらに、「科学に関わる児童書コーナー」を川崎市立図書館に移管したいとの報告がありましたが、対応について伺います。

次に、現在、KSPは神奈川県産業政策の転換によりたな独立行政法人へと移行しようとしています。そうした中で産業政策の一環としての新しい図書館像が求められます。産業系の児童図書はもとより、これまで宇宙科学関連の企画展など県立川崎図書館だからこそ可能となったものは数多いと言えます。県立川崎図書館のレガシーを引き継ぐべきと考えますが、見解を伺います。

### ◎答弁

はじめに、県との協議スケジュールについてでございますが、この度、県立川崎図書館の移転に際して、相互に連携及び協力するため、調整会議の設置に関して、今月15日付けで、県と市の教育長間で協定を締結し、第1回目の会議を20日に開催したところでございます。

同日の調整会議では、県立川崎図書館から市立図書館に移管する図書・資料や、県立川崎図書館が市立図書館と連携して実施する講座等の詳細な事項については、今年度内に部会を設置し、協議していくことなどを確認したところでございますので、具体的な協議スケジュールについても、部会において確認してまいります。

次に、蔵書の取扱いについてでございますが、かながわサイエンスパークにおける保管を約30万冊、外部倉庫における保管を約12万冊とし、従来どおり、閲覧、貸出、レファレンスに対応していくとの説明がございましたので、今後、調整会議の場において、保管方法等具体的な内容について確認するとともに、サービスの質が低下しないよう求めてまいります。

次に、やさしい科学コーナーの図書・資料についてでございますが、調整会議では、移管したい図書・資料に係るリストを部会において提示したいとの説明がございましたので、今後、リスト等の様式、内容等について、協議・調整を図ってまいりたいと考えております。

次に、企画展などの事業についてでございますが、これまで県立川崎図書館で実施されてきた事業については、継続して実施していく予定で、事業の縮小は考えていないと伺っており、市立図書館との連携も含め、これまで実施されている事業が、更に充実したものとなるよう、今後、部会において、協議・調整を図ってまいりたいと考えております。

## ◆ 子どもへの学習支援について

### ◎質問

子どもの貧困対策と格差の是正の取り組みについて伺います。

現在、子どもの貧困対策に資する実態把握調査である「川崎市子ども・若者生活調査」が行われております。年度中に、分析結果を含めての報告がされるとのことですので注目しているところですが、可及的速やかな、報告を求めておきます。

さて、国の「子どもの貧困対策に関する大綱」に示された「指標の改善に向けた当面の重点施策」には、「学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進」との項目が「教育の支援」施策の第1に挙げられております。これまでも、学習支援とスクールソーシャルワーカーの活用を指摘してきました。生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮世帯の子どもに対する「学習支援事業補助金」についても積極的に活用していく旨の答弁をすでに頂いております。

「学習支援事業補助金」の活用をはじめ、学習支援の充実強化の視点から、平成29年度予算への事務事業の反映状況を教育長に伺います。

### ◎答弁（教育長）

平成29年度における学習支援の充実に向けた取組といたしましては、市長事務部局における生活保護受給世帯の中学生を対象とした「学習支援・居場所づくり事業」のほか、新たに小学生を対象に学習習慣を含めた基本的な生活習慣の習得を目的とした「ひとり親家庭等生活・学習支援事業」などがございます。

また、教育委員会におきましては、確かな学力の育成に努め、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることがないように、すべての子どもたちが夢や希望を抱いて充実した人生を歩める社会の実現は重要であり、市長事務部局との連携を図り、より一層切れ目のない学習支援等に取り組んでまいりたいと考えております。

### ◎再質問

子どもの貧困対策と格差の是正の取り組みについて、教育長に再度質問いたします。

これまでに繰り返し申し上げてきましたが、国の「子どもの貧困対策に関する大綱」に示された指標の改正に向けた当面の重点施策には、「学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進」との項目が「教育の支援」施策の第1に挙げられております。

これまで、主に貧困対策としての「学習支援」は「生活保護世帯」を対象とした健康福祉局に依存しており、「学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進」にかかわる「学習支援」に対して、教育委員会が今まで以上に主体的に取り組むことが求められます。

準要保護児童が小学校全体で9.34%、6,752人、準要保護生徒が中学校全体で12.39%、

3,623人も在籍している現状を教育委員会は把握しております。

まず、この準要保護の児童、生徒等を主な対象として、「貧困実態把握調査」を行うことを提案しますが、見解を伺います。

**◎答 弁**

現在、こども未来局により「川崎市子ども・若者生活調査」が実施されており、調査の一環である「支援ニーズアンケート」におきましては、生活が困窮していると想定される家庭の就学状況や家庭学習の状況等が把握され、その後、分析・検証が行われる予定となっており、健康福祉局、こども未来局及び教育委員会の3局による、子ども・子育て家庭等への支援に関する緊密な連携の下、まずは、この調査の結果を3局で共有し、効果的な支援につなげていくことが優先課題であると認識しているところでございます。

また、教育委員会といたしましては、貧困対策に資する一人ひとりの教育的ニーズに対応する観点から、児童生徒の生活実態についての把握は、大変重要であると考えており、大綱に掲げる「教育の支援」につながる的確な教育的ニーズの把握方法について、検討してまいりたいと考えております。

**◆ 学校の擁壁について**

**◎質 問**

指定避難場所となる学校施設ですが、コンクリート造りの老朽化した擁護壁や北部を中心に避難経路が傾斜地といった移動の安全性確保など、その検証について見解と取り組みを伺います。

**◎答 弁**

学校擁壁の安全性については、本年度、国土交通省の「宅地擁壁老朽化判定マニュアル（案）」等に準拠し、学校擁壁等の調査委託を実施したところでございます。調査結果につきましては、補修や築造替えなどの対策が必要であると指摘された箇所はございませんでした。

## ■ 代表質問（2月28日）共産党 ■

### ◆ 就学援助について

#### ◎質問

前議会で、入学準備金の支給金額の拡充については、「必要性は認識している。社会情勢、本市の財政状況、国の動向や他都市の状況を踏まえながら、関係局と協議しているところです」と答弁されてきました。すでに川崎の支給額は横浜の2分の1です。国も額の引き上げを示しました。海老名市では、中学校入学準備金は支給金額も川崎市より多い3万7920円に引き上げ、今年度より小学校6年生を対象に中学校入学前の1月下旬での支給を行っています。増額するにあたってのすべての前提条件は満たしてきていると思います。

就学援助制度は、義務教育の無償を定めた憲法26条に基づき、親の収入に関わらず子どもが等しく教育が受けられるよう、国と自治体が対象となる家庭を援助するものです。川崎でも社会情勢の影響によって申請者は増加する見込みとしているようですが、実際にかかる入学準備費用からみても入学準備金の増額と支給時期の変更を行うべきです、伺います。

#### ◎答弁

本市の就学援助制度における「新入学児童生徒学用品費」の単価につきましては、毎年度国が提示する要保護児童生徒援助費補助金における単価を基に金額を決定しているところでございます。

現在、国会において平成29年度要保護児童生徒援助費補助金を含む予算案が審議されているところでございますので、予算案が可決し、「新入学児童生徒学用品費等」の単価の引き上げが提示された場合につきましては、本市の「新入学児童生徒学用品費」の単価の引き上げに向けた財源の確保について、関係局と協議してまいりたいと考えているところでございます。

また、「新入学児童生徒学用品費」の支給時期の変更につきましては、入学時の保護者の経済的負担を軽減することは重要なことと考えておりますので、他都市の先行事例などについて、引き続き調査・研究を進めてまいります。

### ◆ 少人数学級拡充について

#### ◎質問

4月から、県費教職員の給与等の負担や学級編成の標準を決める権限が県から市に移管されます。県費移管を機に千葉市は35人学級を小学4年生まで拡充する予定です。新潟市は県による小・中学校9年間の少人数学級を引継ぐのに加えて小学1、2年生ですでに実施している32人以下学級を小学4年生まで拡大する予定です。政令市移管という新たな条件を生かし、少人数学級を全学年に拡大すべきです。伺います。

#### ◎答弁

現在、本市の小学校3年生以上の少人数学級につきましては、各学校が、県から配当されている指導方法工夫改善定数を研究指定制度により活用するなどして、実施しているところでございます。

また、学校によっては、児童生徒の習熟度に応じた指導や特別な教育的ニーズの対応を図るため、この指導方法工夫改善定数を活用し、少人数指導やチーム・ティーチング等を実施しているところもございます。

各学校がその実情に応じて、少人数学級も含め、きめ細やかな指導が行えるように、本市といたしましては、加配教員や非常勤講師を有効に活用しながら、教育環境の一層の充実を図ること

が重要と考えております。

今後、さらなる少人数学級の実施の拡大を図るために、法改正による定数改善を国に求めてまいりたいと考えております。

#### ◎再質問

少人数学級に関連して、再度うかがいます。

昨年度までの県の少人数学級研究指定制度を、政令市移管後も、市として引き継ぎ、学校が少人数学級を希望する場合は研究を進めさせるのか、伺います。

指導方法工夫改善加配の教職員の活用は、学校の教育課程編成権に基づき、行政の意向を押し付けず、自主的な選択を尊重するのか、伺います。

#### ◎答 弁

県費負担教職員の市費移管後におきましても、小学校3年生以上の少人数学級につきましては、指導方法工夫改善定数を活用した研究指定制度による実践をこれまでどおり継続してまいります。

また、本市といたしましては、引き続き、加配教員や非常勤講師を有効に活用することにより、各学校がその実情に応じて、少人数学級も含め、少人数指導等によるきめ細やかな指導を行えるように取り組んでまいります。

#### ◆ 定数内欠員について

##### ◎質 問

教育充実、教職員の負担軽減のため欠員解消をこれまで強く求めてまいりました。

しかし2015年度の欠員は324名、2016年度は343名で解消どころか増え続けているのが実態です。新年度欠員はどう縮減できるのか伺います。

##### ◎答 弁

欠員の縮減に向けましては、これまでも積極的な採用活動を行っており、必要な人材の確保に努めているところでございます。

平成29年度の教職員の採用にあたりましては、定年退職やそれ以外の退職者数、定年退職者の再任用などを見込み、教員採用候補者選考試験の合格者を決定いたしましたので、現在の欠員を一定程度縮減できるものと考えております。

教職員の採用にあたりましては、児童生徒数を基準とする学級数の変動や定年退職以外の退職者の動向、採用選考試験や再任用の応募状況など、様々な不確定要素がございますが、長期的な視点に立って、これまで以上に児童生徒数の推移や退職動向などを正確に把握し、優秀な新規採用教職員と経験豊かな再任用教職員の確保に努め、欠員の縮減を図ってまいります。

#### ◆ 中学校給食について

##### ◎質 問

1月から始まった、自校方式の犬蔵中学校、中野島中学校には、昨年4月から準備段階で栄養士が一人配置され、毎月「食育だより」が発行され、生徒たちの「給食委員会」も立ち上げられ、生きた食育の推進、きめ細やかなアレルギー対応などが行われています。現場に栄養士がいるからこそその取り組みです。

自校方式でもセンター方式でも中学校給食が実施される現場で差別があってははいけません。9月、12月からの開業に向け、関係局と検討を進めているとのことでしたが、市単独でも栄養士を配置すべきです。伺います。

## ◎答 弁

学校給食センターに配置される栄養士が、食育だよりや巡回指導を通じて全般的な食育の推進を図るとともに、現在行われている小中連携の取組や、栄養教諭等による学校間のネットワーク支援活動等を活用して、小学校から中学校にかけての体系的、計画的な食育推進がさらに図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

## ◆ 高等学校奨学金について

### ◎質 問

2016年度は基準を満たした申請者でも、学年資金で202人、入学支度金では49人が奨学金を受けられませんでした。2017年度予算案では、基準を満たした生徒全員に支給できるように今年度の申請者数程度の採用者へと拡充しましたが、「5段階で3.5以上」という成績要件が引き続き設定されています。本市と同様に給付型の高校生奨学金を行っている堺市や神戸市は成績要件を設けておらず、生活困窮の度合いのみを基準に支給しています。家庭の状況が厳しいほど成績面でも困難になることは明らかです。成績要件を外すべきです。伺います。

### ◎答 弁

本奨学金制度は、能力があるにもかかわらず、経済的理由のため修学が困難な生徒に対し、奨学金を支給することを目的としたものでございます。成績の申請基準につきましては、平成25年度に制度を見直した際に、申請者からも採用の基準を明らかにしてほしいとの問い合わせを数多くいただいたことから、申請の基準として一定の目安を提示したものでございます。現行制度の本来の趣旨に照らしましても、一定の成績要件の設定は必要であると考えているところでございます。

## ◆ 教員の勤務時間の把握について

### ◎質 問

教職員の長時間労働の改善の解決のために、国や多くの自治体では労働時間の正確な調査や把握に基づき、長時間労働の削減にとりくんでいます。しかし川崎市においては、教職員の労働時間の把握は、自主申告だけであり、それが実態を反映していないことは明らかです。1月20日、厚労省が「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を新たに通知しました。そこでは、自己申告制の労働時間把握の問題点を鋭く指摘し「自己申告により把握した労働時間が実際の労働時間と合致しているか否かについて、必要に応じて実態調査を実施」することとしています。早急にこの通知の具体化を進めるべきです。伺います。

### ◎答 弁

教員の時間外勤務につきましては、勤務時間記録簿により、把握を行っているところでございますが、本市におきましても、より正確な勤務実態の把握を行うため、既に調査を実施している国や横浜市の手法などを参考に、調査の対象や条件、結果の活用方法等を検討してまいります。

■ 予算審査特別委員会（3月6日）共産党 佐野議員 ■

◆ インフルエンザによる学級閉鎖等臨時休業措置の状況について

◎質問

2017年は、年明けから急激に定点当たりの患者報告数が増え、第3週からインフルエンザ流行警報が出され、4週をピークに報告数は減っているということですが、今なお、インフルエンザの流行に注意が必要ということです。この時期は、受験のシーズンと重なり、受験生を持つ家庭では非常に神経を使う時期です。そこで教育次長に、インフルエンザによる学級閉鎖等臨時休業処置の状況と例年との比較についての見解を伺います。

◎答弁

市立学校において、今季、初めて臨時休業措置を行った昨年10月18日から、本年2月末日までに、学級閉鎖を行った学校は延べ120校、学年閉鎖を行った学校は、14校でございます。

臨時休業措置を行った学校数が最多となった時期は、本年1月下旬から2月上旬までであり、過去2年間におきましても同様の時期が最多となっているところでございます。

■ 予算審査特別委員会（3月6日）公明党 吉岡議員 ■

◆ タブレットコンピュータの整備について

◎質問①

川崎市立学校における教育の情報化推進計画について伺ってまいります。

計画ではハードの整備、ネットワークの整備についても記述されておりますが特にタブレットPCの活用について重要になると考えております。現状は生徒2ないし4名に1台の配置と聞いておりますが現状を伺います。

これだと、個人差が大きく授業の進捗に影響されることが懸念されます。やはり1人1台を目指すべきです。見解を伺います。

◎答弁

日々の授業においてICTを活用することが、児童生徒の特性に応じた学びや協働学習を推進するためには有用となると認識しております。現在、市立学校では、タブレットコンピュータを活用して個人が撮影した植物の特徴をグループで伝えあったり、テーマにそって調べたことをプレゼンテーションソフトを使って発表したりするなどの活動が行われております。

タブレットコンピュータは、現在、各小学校に10台、各中学校に20台を整備しておりますが、新学習指導要領が示しております「主体的・対話的で深い学び」を推進していくためには、さらにICT環境の充実が必要でございます。

教育委員会といたしましては、今後、必要に応じて児童生徒が等しくタブレットコンピュータを活用できる環境の実現をめざして、整備に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

◎質問②

教師アンケートにもみられるように、活発に授業で活用しようとする、教材作成等に多くの労力を費やすことも懸念されます。そこで情報教育サポーター制度の導入をすべきと考えます。情報機器の扱いに手慣れたメンバーと授業を行う教員の役割を分担することで質の高い情報教育の実現を目指すものです。

これは、ICT支援員とは異なり、授業で使用する教材の準備や教材その物を作成するなど授業の

計画段階から参画しICT機器の活用について一定の権限を持って教員をサポートするものです。見解を伺います。

#### ◎答 弁

学校におけるICT環境の整備に伴い、教員が授業においてICTを効果的に活用するために教員を支援する仕組みが必要であると考えております。

平成29年度には、複数の小中学校をICTを活用した効果的な指導方法や適切な環境整備のあり方について研究する「教育情報化推進モデル校」として位置づけ、企業等の外部人材の活用を含め、授業で使うコンテンツや機材の準備など、具体的な支援のあり方につきまして検討をしてまいりたいと考えております。

### ■ 予算審査特別委員会（3月6日）共産党 勝又議員 ■

#### ◆ 中学校給食について

##### ◎質問①

はじめに、各中学校にあるエレベーターの活用についてですが、現在の市の方針では、給食は一階の配膳室で生徒に引き渡すことになっていて、各教室に運ぶまでの階段を使つてのシミュレーションも行われています。ですが、異物混入、階段の上り下りなどによる危険が伴います。センター給食の、ある学校では、4階に1年生の教室があるため、既存のエレベーターを使って給食を運ぶ方針です。そのため、狭いエレベーターに入る「折りたたみ式の配膳台」を購入する予定とお聞きしました。市立附属中学校もエレベーターに入るコンパクトなコンテナに調整とのことです。自校調理の中野島中学校では、調理員がエレベーターで配膳台を各階に届けるとのことです。生徒は各階に設置された配膳場所までとりに行けばいいので、階段で転倒するなどの事故のリスクも減り、配膳時間も短縮することになります。また、各階に配膳場所ができれば、配膳員を配置することになり、生徒が運ぶ様子が見やすくなり、異物混入を防止する効果も高まります。今後、配膳にエレベーターの活用を進めていくべきと思いますが、伺います。

また、エレベーターが設置されていない学校への設置を急ぐべきです。伺います。

##### ◎答 弁

中学生は心身の発達が著しい時期であり、小学生の時に比べ体力も身につけていること、給食を安全かつ効率的に運搬するために自ら工夫することができることなどから、学校給食センターから給食の配送を受ける中学校における、配膳室等から各教室までの、食器・食缶等の運搬につきましては、各学校における生徒の安全面を考慮した運用、指導のもと、生徒自身が行うことを基本としてまいります。

また、食器等の運搬に当たりましては、学校によって生徒数や校舎の配置等が大きく異なるところでございますので、生徒数の特に多い学校等につきましては、配膳場所を複数用意するとともに、階段等の動線を一方通行にするなど、現在、配膳員の配置も含め、配送対象校全校に対し、個別に、ヒアリングや現地確認を重ね、各学校の状況を踏まえた安全かつ円滑で効率的な手法となるよう、学校との調整を図りながら、検討を進めているところでございます。

異物混入事故防止につきましては、配膳室等に配膳員を配置し、配膳員から給食当番の生徒へ確実に食器等を受け渡すことによりまして、外部の者が異物を混入しうる空白の時間を生じることなく、安全・安心に給食の提供が行われるものと考えております。

なお、エレベーターの設置につきましては、配慮を必要とする児童生徒の障害の状況や進級の状況を勘案しながら、全校設置に向け、順次整備を進めているところでございます。

## ◎質問②

配膳員について、伺います。

これまで、配膳口については、1学年に一人、最低でも各学校に3人、大規模校や、校舎の配置などによっては、それに見合った人数が必要とってきました。教育次長は「各学校においてヒヤリングや現地確認を行いながら、検討を進めている」と、答弁されていましたが、検討状況について伺います。

## ◎答弁

学校給食センターから配送されたコンテナの受領及び配置、パン、デザート、牛乳などの直送品の仕分け、食器、食缶等の生徒への受け渡し、配膳室における衛生管理業務などにつきまして、別途配膳業務として委託してまいりたいと考えており、現在、配膳業務に係る委託契約締結に向けた手続きを進めているところでございます。

引き続き、学校が安全かつ円滑に給食を運営することができる効率的な手法となるよう、各学校との調整を図りながら、検討してまいりたいと考えております。

## ◎質問③

次に、中学校給食の実施に向けた教職員の研修について、伺います。

1月から自校調理で始まった犬蔵中学校の「給食だより」によると、同校では「ほとんどの先生にとって給食は未知の世界」ということで、「昨年6月・9月・12月と10名ずつくらいで犬蔵小学校と、給食を先行実施している東橘中学校へ、実際の給食の様子を見る研修に行った」とのことです。センター給食の対象となる、いくつかの中学校でも、教職員が近隣の小学校に出向き、実際に配膳の流れや準備の様子を見学し、小学生と試食するなどの給食体験を行っていると聞きます。

このような研修は、9月と12月のセンター方式全校実施に向けて、中学校教員に給食への理解を広げ、実際の運用、実施方法を学び、スムーズに開始するために貴重な取り組みと思います。中学校給食の開始に向けた教職員の研修について、実施状況を伺います。

研修内容と研修を実施して得た教訓などについても伺います。

## ◎答弁

現在、教育委員会事務局におきまして、中学校給食に係る教職員説明会を各中学校で開催しているところでございますが、各中学校におきましても、近隣の小学校や先行実施している中学校に協力を得ながら、給食見学等、中学校給食の実施に向けた自主的な取組を実施しているところでございます。

このような給食見学等の自主的な取組状況についてでございますが、本年2月24日現在で、41校が実施済み、残り11校は検討中又は未定でございました。

また、主な内容といたしましては、小学校や先行実施している中学校における、給食の様子の見学や配膳・給食準備の流れの見学、試食、小学校教職員からの聞き取りなどございまして、実施して得た感想といたしましては、「今後の実施に向け参考になった。」「給食実施への理解が深まった。」などございました。

## ◆ 教育環境の整備について

### ◎質問①

はじめに、学校のトイレの快適化について伺います。学校のトイレがこれまでのように「臭い、汚い、入るのが嫌だ」というところから「きれいに明るくなったトイレ」には子どもたちが喜んで入るようになりました。これまでのトイレの快適化の実施状況について伺います。

**◎答 弁**

学校トイレの快適化につきましては、平成20年度から床の仕様が湿式の134校のトイレを対象に、洋式便器の設置、床の乾式化等を行っており、校舎の改築等を含め、本年度末までに107校でトイレの快適化が完了する予定でございます。

**◎質 問②**

2017年度のトイレの快適化の対象校名と2018年度以降に残された対象校数を伺います。また、トイレの快適化が実施された学校については、縦1列が快適化され、それ以外のトイレは「汚い・臭い・暗い」まま残されるのでしょうか。すべてのトイレの快適化を図るべきです。伺います。

**◎答 弁**

平成29年度に改修する学校につきましては、学校トイレの快適化事業により、東大島小、新町小、下河原小、中野島小、麻生小、真福寺小、及び麻生中の7校を予定しており、また、学校施設長期保全計画に基づく再生整備として西御幸小、南菅小及び中野島中の3校を予定しております。

この結果、改修未実施校数は、17校となる見込でございます。1系統のトイレの快適化を実施した後も、引き続き、全ての学校のトイレの快適化に取り組んでまいりたいと考えております。

**◎質 問③**

古いタイプの学校トイレの中には、男女トイレが間仕切り1枚で仕切られていたり、廊下から中が見えるなど、プライバシー上の問題があるトイレもあります。改善を進めるべきですが、伺います。

**◎答 弁**

学校トイレの快適化を実施するにあたりましては、便器の洋式化や床面の乾式化だけでなく、プライバシーに配慮したレイアウトの変更や、自動水栓、照明のLED化にも併せて取り組むなど、快適なトイレ環境の整備を行っているところでございます。

**◎質 問④**

学校調理員用のトイレの洋式化が進められ調理員から「楽になった」との声が聞こえます。2015年度と2016年度に調理員用トイレの洋式化が進められた学校数及び今後の洋式化について伺います。

**◎答 弁**

便器の洋式化につきましては、平成27年度に9校、平成28年度に7校を改修したところでございます。今後につきましても、各学校の状況等を勘案し、学校と協議してまいりたいと考えております。

**◎質 問⑤**

給食調理場にある3槽シンクについて伺います。下処理室のシンクが「学校給食衛生管理基準」に満たない2槽しかないということが問題になりました。2015年度、2016年度に3槽シンクに改善された学校数を伺います。調理現場においては、移動式のシンクを活用するなど、運用面での工夫も行われているようですが、引き続き3槽シンクの導入を進めるべきです。伺います。

**◎答 弁**

3槽シンクへの改修につきましては、平成27年度及び平成28年度ともに、7校で実施したところでございます。

今後も引き続き、3槽シンクの導入を進めてまいりたいと考えております。

**◎質 問⑥**

特別教室の冷房化について伺います。2015年度、2016年度の特別教室の冷房化を行った学校数と個所数、及び、2017年度に取組む予定の学校名と教室名を伺います。

**◎答 弁**

特別教室の空調改修につきましては、平成27年度は、14校38箇所、平成28年度は、14校17箇所でございます。平成29年度に予定しております空調改修につきましては、

東小田小の図工室及び家庭科室、  
浅田小の理科室及び家庭科室、  
幸町小の多目的室、  
玉川小の多目的室、  
住吉小の理科室、図工室及び家庭科室、  
末長小の音楽室、  
京町中の木工室及び多目的室、  
御幸中の美術室及びパソコン室でございます。

また、これらの学校以外におきましても、個別の状況等を勘察し、特別教室の空調について、検討してまいりたいと考えております。

**■ 予算審査特別委員会（3月6日）自民党 橋本議員 ■**

**◆ 部活動の補助金について**

**◎質 問①**

平成28年度中の市内公立中・高校の関東大会・全国大会への出場実績について運動系、文化系それぞれお答えください。

**◎答 弁**

平成28年度2月末時点で、「川崎市立学校部活動サポート奨励金交付要綱」に基づく奨励金の交付対象となる大会への出場実績につきましては、

運動部においては、中学校では65部、179名、高等学校では37部、251名、  
文化部においては、中学校では2部、84名、高等学校では4部、71名でございます。

**◎質 問②**

補助金交付対象は、運動系では中体連・高体連が主催、共催となっているが競技によっては、全国組織の各スポーツ団体が主催をし、体育連盟や、文部科学省が後援となっている大会に参加し、全国大会に出場している部活動もあると聞いているが、このような場合にも交付対象とすべきと考えるが、お答えください。

**◎答 弁**

現在、「川崎市立学校部活動サポート奨励金交付要綱」では、交付対象を中体連・高体連が主催・

共催する関東大会及び全国大会としております。

その他、日本体育連盟や文部科学省が後援する大会につきましては、各学校からの申請に基づき、競技種目、大会の趣旨、本市の体育連盟が主催・共催する大会との関連性等を踏まえ、交付対象に該当するかどうかについて、個別に判断しているところでございます。

### ◎質問③

当初予算に前年度は計上されていないが、市立高等学校部活動等合宿支援補助金が計上されている。その内容について伺います。

### ◎答弁

「川崎市立高等学校部活動等合宿支援補助金」は、福島県の復興支援に向けた取組の一つとして、本市の子どもたちが福島県を訪れ、同県内の生徒との交流を図ることを目的とした教育旅行の実施を支援するものでございます。

補助金の交付対象は、福島県内において合宿を実施する市立高等学校の部活動等に所属する生徒及び引率指導者としており、福島県までの交通費及び現地での活動経費を補助するものでございます。

## ■ 予算審査特別委員会（3月6日）公明党 河野議員 ■

### ◆ 中学校給食推進事業について

#### ◎質問①

市民の多くの皆様からの長年に渡る強い要望のある中学校完全給食の実施となりました。

既に子どもが対象となる中学校を卒業してしまった世代の方々も多く、それらの方々の中から「給食を食べたい」とのお声があります。ご要望に対する本市の取り組みを伺います。

#### ◎答弁

中学校給食の意義や役割について保護者等の理解を深め、関心を高めていくことは重要でございますので、学校給食センター安定稼働後の試食会の開催について、事業者とも調整してまいります。

#### ◎質問②

葛飾区では、全国学校給食週間の取り組みとして区役所の食堂で学校給食が食べられるサービスを実施して好評な様子を伺いました。

また、足立区では、「日本一美味しい給食」とし、区役所のレストランで限定数の提供をしています。

本市の「たべると健康になるとされる中学校給食」「タニタ社員食堂監修のかわさき中学校給食」が、区役所のレストラン(多摩区、麻生区、高津区、他)で限定期間、限定食等の工夫をして提供する等の取り組みが望まれます。今後の見解と対応を伺います。

#### ◎答弁

現在、区役所食堂は、民間事業者により運営されていると伺っており、中学校給食レシピを活用した食事の提供につきましては、民間事業者側の設備面や人員体制、事業採算性等のさまざまな課題があると認識しているところでございます。

しかしながら、市民の皆様への中学校給食についての関心を高める取組も重要でございますので、他都市の全国学校給食週間における取組なども参考としながら、限定期間、限定食数での提

供が可能かどうか、所管部署と協議してまいります。

## ■ 予算審査特別委員会（3月6日）無所属 添田議員 ■

### ◆ 認知症サポーター養成講座について

#### ◎質問

健康福祉局としては、学校教育の場でも広めていきたいと考えている認知症サポーター養成講座ですが、先ほど、少しふれたように、校長をはじめとする教育現場の理解なくして、それは広がっていきません。とりわけ、本市では先ほどの答弁にあったように、中学校におけるそれは区によって様々な現状があります。無論、教育現場が限られた授業日数と時間の中、養成講座を組み込んでいくことが容易ではないこともまた理解しています。また、学校の状況も様々であると仄聞しております。これについても各校の校長をはじめとする現場の理解が不可欠であるゆえ、健康福祉局のみの努力では養成講座の開催には限界があります。そこで教育長のお力添えをいただきたいが見解を伺います。

#### ◎答弁（教育長）

将来の地域や家庭の担い手となる児童生徒が、成長していく過程において、認知症を正しく理解することは大変重要なことであると認識しております。

現在、小学校・中学校において、総合的な学習の時間の福祉教育等として、認知症サポーター養成講座を活用する学校が増えているところでございます。また、中学校においては、大学教授を講師に招いた認知症の理解を深めるための講演会等を実施している学校もございます。

このような取組を通し、児童生徒の理解が深まることで、社会全体の認知症の支援の輪が広がることに寄与することになると捉えております。

今後も引き続き、各校長会等で、その趣旨等について周知し、養成講座等を通じて認知症に対する理解が深まるよう支援するとともに高齢者への温かい思いが育つよう取り組んでまいります。

## ■ 予算審査特別委員会（3月6日）無所属 渡辺議員 ■

### ◆ 平和推進事業について

#### ◎質問

そこで教育長に伺います。世田谷区平和資料館に伺ったとき手にとったニュースに巡回平和展のお知らせがありまして、区内の中学校に展示している事が分かりました。平和館までなかなか行かないけれど、中学校の空間を有効活用してパネル展示は可能と思います。お考えを伺います。

平和館としては既に巡回展をしているので、展示先が増える訳ですが、中学生が展示を見て今度は平和館に行ってみたくなる事も期待出ます。いかがでしょうか。

#### ◎答弁（教育長）

平和館の展示物を中学校で展示することにつきましては、関係局の意向も踏まえた上で検討してまいりたいと考えております。

平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を養う上で、平和について学習することは大変重要であると考えておりますので、教育委員会といたしましては、今後も各学校の取組を支援してまいりたいと考えております。

◆ 地域の寺子屋事業について

◎質問①

「教育は学校、教師だけに責任を持たせるべきではなく、地域で教育を支えるという発想と仕組みが必要」「多世代で学ぶ生涯学習の拠点」づくりとして寺子屋事業がスタートし、モデル事業の期間を終え、今年度から本格的に実施されています。来年度予算額は約4千8百80万円、30か所から26か所増加し、56箇所程度を予定。参加者数を含め実績と効果について伺います。保護者からは、回数を増やしてほしいとの声がある一方、地域人材の育成・スペースの確保等、課題があるようですが、今後の取組みを伺います。

◎答弁

本事業は、平成26年度は市内8か所、27年度は

17か所でモデル実施し、本格実施となった今年度は、30か所まで拡充する予定でございます。

各寺子屋では、放課後週1回の学習支援と、土曜日等に月1回の体験活動を実施してまいりましたが、放課後の学習支援につきましては、1か所当たり約100人の参加登録があり、会場の広さや、寺子屋先生などの人数に制約がございますことから、第1週は1年生、第2週は2年生など学年を区切って工夫して実施しているところが多い状況でございます。

また、土曜日等の体験活動につきましても、プログラムによっては抽選となることも多く、保護者の皆様の関心や、ニーズの高さを実感しているところでございます。

これまでに実施したアンケートによりますと、児童からは「他のクラスの友達と仲良くなれた」「いっぱい褒めてもらえた」「勉強が分かった」「寺子屋が楽しい」という声が、保護者からは「地域の方から褒めてもらえて自信がついた」「共働きなので、週1回でも宿題をゆっくりと見ていただけて本当にありがたい」「寺子屋の方たちにまちで会うと自ら挨拶していた」「この地域で育つ子どもなので、寺子屋がたくさん地域の人と知り合える機会になって嬉しい」といった声が寄せられたところでございます。

また、児童からは「毎週参加したい」、保護者からは「もっと参加させたい」といった声も多いことから、より十分な学習支援が行える体制作りが必要であると認識しているところでございます。

今後の取組についてでございますが、平成29年度におきましては、寺子屋先生やスタッフとして、御協力いただける方をさらに増やすために、寺子屋先生養成講座の実施回数を今年度の年4回から年7回とし、各区で開催するとともに、シニア世代をはじめとする多くの地域の皆様に寺子屋の取組を知っていただくための広報に力を入れるなど、本事業のさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

◎質問②

予算額からみると1団体年間約80万円前後、月でいうと約7万円。運営側には、予算の拡充、また学習支援の内容にも地域性を考慮した自由度を持たせて欲しいとの声があります。見解と今後の取組みを伺います。

◎答弁

各寺子屋では、放課後週1回の学習支援と、土曜日等に月1回の体験活動を実施しておりますが、学習支援におきましては、宿題など家庭学習のサポートを中心にしながら、それぞれに特色

が見られるところでございます。

ある寺子屋では、前半の時間帯に、宿題やプリント学習を行い、後半の時間帯に、寺子屋先生の特技を活かして、囲碁・将棋をはじめ、紙芝居やコマ回しなどのコーナーを設け、子ども達が好きな活動に参加できるようにしつつ、この時間帯にも、宿題など学習を継続したい子どもがいれば、そこに地域の方々が寄り添い、子どもの自主性と寺子屋先生のパーソナリティが活かされた活動がなされているところでございます。また、英語活動やスポーツ活動、地域の落語家をお招きして落語を聴かせる寺子屋など、様々な取組の事例がございませう。

今後も、子ども達や保護者のニーズを踏まえ、寺子屋ごとの特色を活かした運営がなされていくよう、実施団体の支援をしまいいりたいと考えております。

### ◎質問③

総合計画では、平成30年度以降は全校での実施を目指しています。アンケート結果からも内容については、概ね好評で、運営側も子どもたちにもっと良いものを提供したいと質を求める声もあります。今後、事業を拡充していく上で、現場の声を良く聞いて頂きながら、適切な予算措置を実施していただきたいと思います。見解と今後の取組を伺います。

### ◎答弁(市長)

本事業は、スタートから約3年が経過いたしますが、昨年12月に、2か所の寺子屋が、「地域学校協働活動推進に係る文部科学大臣表彰」を受けました。これは、寺子屋の取組が、幅広い地域住民の皆様により、子どもたちの成長を支え、地域を創成する活動として評価されたものであり、その意義を感じております。

また、「地域の寺子屋推進フォーラム」などの場で、実施団体や寺子屋先生の皆様から、直接、御苦労、やりがいなどを伺っているところでございませう。

地域に根差しながら、着実に広がりを見せている地域の寺子屋は、子ども同士をはじめ、地域の大人同士や、子ども達と地域の大人を結ぶ場であり、地域づくりにもつながる取組の一つであると感じておりますので、今後も、この取組をしっかりと推進してしまいいりたいと存じます。

## ■ 予算審査特別委員会（3月7日）共産党 片柳議員 ■

### ◆ 定時制生徒自立支援事業について

#### ◎質問①

市立川崎高校定時制で「ぼちっとカフェ」として、生徒の居場所づくりをしながら、学習支援や就労支援などを行っている事業ですが、2017年度予算案では、今年度予算の2倍の280万8千円が計上されています。この内容について伺います。

#### ◎答弁

平成29年度におきましては、今年度モデル校として実施しております市立川崎高校に加えて、新たに市立高津高校での実施を予定しているものでございませう。

#### ◎質問②

市立高津高校へ拡大することでしたが、はじめは生活保護自立支援室の事業としてはじまり、教育委員会に所管が移ってきたものです。この間の取組をどのように評価して高津高校へ拡大することとしたのか、またこれまでの取組でどのような課題があると考えているのか、また高津高校ではこれまでの経験を踏まえてどのような取組を予定しているのか、伺います。

### ◎答 弁

はじめに、市立川崎高校におきましては、定時制生徒の居場所づくりを中心とした取組を実施し、家庭内に問題を抱えている生徒の情報をカフェのスタッフが把握し、教員との情報交換により適切な対応ができた例や、教員には話しづらいことを相談に来たり、試験前にスタッフを交えて生徒同士が学び合うなど、学校に対する関心や、学習への意欲が高まるなどの成果がございました。

次に、課題といたしましては、卒業後の就学、進学につながるような専門的なアドバイスが必要となる生徒も増えてきていることから、進路指導の充実があげられます。

次に、高津高校では、これらをふまえて就労支援に重点を置き、専門的なアドバイスも可能なスタッフを配置した取組を予定しております。

### ◎質 問③

高校ごとの特徴をふまえて、また学校の要望を尊重しながら、定時制生徒自立支援事業を運営していくことが重要だと考えます。すでに居場所づくりから学校への定着をはかる点で大いに有効性が示されているわけですから、今後、定時制高校5校すべてに広げるべきと考えます。伺います。

### ◎答 弁

今後につきましては、市立川崎高校及び市立高津高校でのモデル事業を十分に検証し、それぞれの定時制高校が抱えている課題や生徒の実態を踏まえながら、全市立高校での実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

### ◎質 問④

定時制高校の生徒は中学校までに不登校の経験をしている生徒が半数以上を占めているといわれています。また家庭でも様々な問題を抱えています。そのため、高校に入学する前も、卒業後にも、家庭を含めて切れ目がないように支援を続けることが重要と考えます。私たちが行った「ぼちっとカフェ」の視察では、地域のこども文化センターの運営委託をうけている社会福祉法人がカフェの運営も委託されているために、課題を抱えている子どもたちのことを良く知っています。不登校などの困難を抱えている地城の子どもたちに「定時制高校で待っているから安心して来たらいいよ」と声をかけて、高校で受け止めているそうです。

卒業後についても、これまでわが党の代表質問でも指摘してきたように、高校を卒業すると支援の手が切れてしまい、就職できなかった高校生卒業生に対しても、本人が高校に相談に来なければ支援の手が伸ばせない、という対応状況でした。

中学校やこども文化センターなどと連携して、高校や定時制生徒自立支援事業へとつなぐこと、また高校卒業後も各関係機関と連携して、支援を切らさずに行っていくことが重要と考えます。これまでも共産党市議団として、定時制高校などに、生徒によりそいながら就労支援を行うキャリアカウンセラーや就労指導支援員、相談支援員などの配置や、社会資源を活用して家庭の困難も支援できる専門的スタッフの配置を求めてきましたが、こうしたスタッフも配置して、困難を抱える定時制高校の生徒やその家庭について、入学前から状況を引き継いで卒業後も関係機関につないで支える体制をつくっていくべきと考えますが、見解と今後の対応を伺います。

### ◎答 弁

市立高校におきましては、入学の決定した生徒につきまして、出身中学校との情報交換を通し、それぞれの生徒の抱えている課題等の情報を共有し、課題に応じた対応の方法を検討するなど、きめ細やかな取組を進めているところでございます。

卒業後につきましても、市立川崎高校のモデル事業では、卒業生が「ぽちっとカフェ」を利用している例もございますので、生徒が卒業後も気軽に利用できるような居場所としての取組を進めてまいりたいと考えております。

#### ◆ ブラックバイト対策について

##### ◎質問

経済労働局長の答弁では、高校生などにもわかりやすい「はたらくためのリーフレット」を5,000部作成する予定とのことでした。事前の調査で、今年度予算のうち、労働の権利啓発の予算などを融通して、このリーフレットを作成したとのことでした。ブラックバイトが広がり社会問題化するもとの、こうした啓発をさらに規模を広げて行うべきと考えます。さきほどの事例のように、いわゆる進学校を卒業したての大学生なども、すぐにアルバイトで労働に直面するわけです。働く権利を知らせ、身につける対象を、定時制高校の生徒など狭い範囲にとどめず、教育委員会と経済労働局が共同して、幅広く市内の高校生などに啓発できるように、今後は予算措置もとるようにすべきです。経済労働局長と教育次長にそれぞれ見解と対応を伺います。

##### ◎答弁

高校生が雇用に関する仕組みや条件について、理解を深めることは大切であると認識しております。

教育委員会といたしましては、定時制に限らず、すべての高校生に対して働く者の権利に関する指導が必要であると考えておりますので、今後も経済労働局と連携し、「はたらくためのリーフレット」を活用した指導が進められるよう取り組んでまいりたいと存じます。

#### ◆ 大学奨学金について

##### ◎質問

大奨学金について伺います。

政府は給付型奨学金を実施することになりましたが、本格実施される2018年度でも、成績優秀な住民税非課税世帯を対象を限定した1学年2万人規模、つまり全学生の約2.5%の規模に過ぎません。これはアメリカの47%、ドイツの25%という給付奨学金の受給率から見てもケタ違いに低い水準です。

現在の学生支援機構の貸与奨学金の利用者を2013年度と2016年度で比較すると、無利子奨学金43万人から48万人に約5万人増えている一方、有利子奨学金102万円から84万円へと18万人減っています。また、文科省は「返済の負担感が強いほど貸与制奨学金は借りにくくなる」として、だから「低所得者層への経済的支援として貸与ではなく給付奨学金が重要」との論文を引用して給付奨学金の必要性を述べています。

12月議会で、本市独自の給付型奨学金創設を求めた質問に対する答弁は「国の奨学金と併用している方が多いので、国の大学奨学金制度の検討状況を注視しながら、本市の大学奨学金のあり方について検討を進める」とのことでした。国がきわめて限定的な規模で給付型奨学金をスタートする下で、本市の役割は重要です。本市独自の給付型奨学金に足をふみだすこととともに、現在1年生を対象に10名程度の募集という無利子貸与奨学金の募集枠を広げることで、お金の心配なく学びたい、学ばせたいという学生や家族の思いに答えるべきです。伺います。

##### ◎答弁

国における大学奨学金事業についてでございますが、意欲と能力のある学生・生徒の進学をより一層後押しするため、「給付型奨学金の創設」や「無利子奨学金の希望者全員に対する貸与の実現」などにより制度を拡充することが、平成29年度予算案に盛り込まれ、現在国会において審

議されているところでございます。また、大学などの高等教育の授業料の無償化についても、各方面でさまざまな視点で議論されているところでございます。

本市大学奨学金事業についてでございますが、現行制度につきましては、無利子での貸付制度でございまして、申請者の学業成績、保護者の所得金額、他の奨学金の受給状況等の観点から、総合的に判断し認定しているところでございます。

同事業の在り方につきましては、現在、本市において実施されている「川崎市子ども・若者生活調査」により、生活が困窮していると想定される家庭の就学状況等が、今後把握されることや、国における大学奨学金事業の拡充による実施状況なども踏まえながら、本市の実情に即した大学奨学金事業となるよう、支給形態、資格要件、募集要件などの見直しも含め、引き続き検討を進めてまいります。

## ■ 予算審査特別委員会（3月7日）自民党 末永議員 ■

### ◆ 道徳教育について

#### ◎質問

昨年6月17日、平成28年第2回定例会一般質問で本市における道徳の教科化に向けた先行実施の有無や、道徳教育の充実策について教育長に質問し、「改正された学習指導要領の趣旨を踏まえ、各学校が実態に即し、先行して実施できるよう支援する」との前向きな答弁をいただきました。

その後の取組と、平成29年度における取組について教育長に伺います。

#### ◎答弁（教育長）

平成27年3月に一部改正された学習指導要領では、いじめの問題への対応の充実や発達段階をより一層踏まえた体系的なものとする観点からの内容の改善、問題解決的な学習を取り入れるなどの指導方法の工夫を図ることなどが示されたものでございます。

本市におきましては、改正の趣旨を踏まえ、各学校が指導の改善を図れるよう、学習指導要領の周知、総合教育センター道徳研究会議における実践的な研究、実践事例集の作成などに取り組んでまいりました。

昨年8月の教育課程研究会におきましては、文部科学省初等中等教育局教育課程課による講演を実施し、各学校に対して「考え、議論する道徳への転換」についての周知を図ったところでございます。

また、道徳研究会議において、問題解決的な学習の授業展開について、実践的な研究を進め、その成果を報告するとともに、新たに加わった内容項目「個性の伸長」「よりよく生きるよろこび」などについて授業案を示した実践事例集を作成したところでございます。この事例集につきましては、本年3月末に小中学校全教員に配付いたします。

平成29年度につきましては、新たに加わった内容項目を踏まえて作成した実践事例集を活用し、授業を実践していくことができるように支援するとともに、道徳研究会議において、道徳科の評価の在り方について研究してまいります。

道徳教育の充実は、大変重要なことと認識しておりますので、今後も指導の改善に努めてまいります。

### ◆ 児童支援コーディネーター専任化事業について

#### ◎質問①

次に、13款教育費、児童支援コーディネーター専任化事業費について伺います。本事業費は2億1,278万5千円を計上しております。児童支援コーディネーターは、いじめや不登校等の未然防止と早期発見・早期対応を図るため、校内支援体制の核となることが求められており、来年度

をもって市内113小学校全校で専任化されるとのことです。平成27年度の決算によると、小学校65校においてこれの専任化を図り、予算現額は1億248万9千円、支出済み額は9,025万1,050円、不用額は1,223万7,950円です。児童支援コーディネーターの後追い非常勤の経験として、おおよそ一人あたりに換算すると約139万円が支給されていることとなります。昨年、平成28

年度において(は65校から79校に拡大され、1億3,189万1,000円の予算が計上されました。8,089万4千円の増額です。

教育長が平成29年第1回定例会で教育長選任同意にあたり、「昨年2月には、本市では中学1年生の尊い命が失われるという大変痛ましい事件が発生し、社会に大きな衝撃を与えました。かけがえのない命が理不尽に奪われ、突然未来を絶たれた無念さを思いますと胸が痛みます。二度とこうした痛ましい事件を繰り返さないとの思いを改めて強くするところがございます」とおっしゃいました。先月をもって、二年が経つところでありますが、私も教育長の思いにあらためて共感するところであります。

現場の教員からの声ですが、児童支援コーディネーターがいじめや不登校等に関係する保護者対応をすることによって、円滑に事がおさまり、心身ともに負担が減った、等の評価の声があります。それもあってわかりませんが、平成28年度予算では14校の拡大だったのが、平成29年度予算ではなんと一気に残り34校の拡大であり、これまでの児童支援コーディネーターの仕事に対する評価等の総括が不十分なままの全校への拡大では、早急すぎるのではとの思いもしいではありません。そこで伺いますが、①児童支援コーディネーターの年齢とその指名に向けたプロセス、②研修の在り方、③成果や課題、④全校配置の必要性について教育次長に伺います。

## ◎答 弁

はじめに、児童支援コーディネーターは、校内の教員の中から、教育全般に対する高い見識と経験を持ち、教職員、保護者、地域等からの信頼が厚い、優れた人材であることを要件として校長が指名して専任化を図っておりまして、50歳前後の教員が多くなっております。

次に、児童支援コーディネーターの研修でございますが、児童支援コーディネーターは、課題や状況により様々な対応や支援が求められており、そのためにはより専門的なスキルを身につける必要があることから、年間で6回の「コーディネーター研修」を実施しております。この研修は経験年数に限らず、全てのコーディネーターを対象として行っているものでございます。

次に、成果でございますが、児童支援コーディネーターが専任化された学校では、支援の必要な児童数やいじめの認知件数が、専任化されていない学校の約2倍になっております。また、課題のある子どもへの支援の手立てを検討する支援会議の実施回数も約2倍となっており、いじめ等の早期発見や早期対応が図られ、改善率も高くなっております。

次に、課題といたしましては、児童支援コーディネーターが専任化されて5年が経過し、児童支援コーディネーターの次世代育成が課題となっております。この課題解決に向けて、人事異動等により児童支援コーディネーターが交代をしても、その学校における児童支援が滞ることなく円滑に進められるよう、校長から次期候補者として推薦のあった教員が「コーディネーター研修」を受講できるよう工夫をしております。

いずれにいたしましても、一人ひとりの児童が抱える様々な課題に適切に対応していくためには、校内での支援活動だけでなく、地域や外部機関との連携が不可欠となっており、こうした役割を務め、学校から早期の専任化の要望が強い児童支援コーディネーターについて、平成29年度に、全市立小学校において専任化を図るものでございます。

## ◎質 問②

只今「地域や外部機関との連携が不可欠」「学校から早期の専任化の要望が強い」と必要性を御

答弁いただきました。私としてもその必要性は十二分に理解できるのですが、これまで児童支援コーディネーターが段階的に少しずつ拡充されてきたことは先ほど申し上げたとおりです。減債基金からの借り入れを約185億円もしており、財政に余裕のない本市が、来年度、一気に全校配置の予算を計上できたのはなぜですか、県費負担教職員の関連性はあるのか教育次長に伺います。

**◎答 弁**

児童支援コーディネーターにつきましては、平成24年度に専任化事業を開始し、その後、順次実施校を拡大してまいりました。平成26年度からは「かわさき教育プラン」の中で本事業を重点施策と位置づけ、実施校の更なる拡大に取り組み、平成28年度におきましては、未実施校が残り34校の状況となりました。

教育委員会といたしましては、教育プランの施策の進捗状況や学校現場のニーズ等を踏まえ、全校専任化の早期の実施は大変重要であると認識しております。

このような状況を踏まえ、平成29年度におきまして、後追い非常勤講師の配置校8校の追加に加え、県から指定都市に移譲される定数決定権限や税源等を効果的に活用し、12学級以下の小規模校26校に新たに定数を配置することにより、全小学校113校に児童支援コーディネーターを配置しようとするものでございます。

**■ 予算審査特別委員会（3月7日） 民進みらい 木庭議員 ■**

**◆ 「子どものためのオーケストラ鑑賞事業」の現在の状況について**

**◎質 問①**

今回この事業に関して、平成28年度の包括外部監査から「公平な形でオーケストラ鑑賞の機会を提供できるようにミュージア川崎以外での開催を検討するなど改善が必要」との意見を受けました。これについて平成25年の決算審査特別委員会で私は、当時の不参加校33校の大半を宮前・多摩・麻生の北部3区が占め、特に麻生区は東日本大震災発生前の平成23年度の実績で16校中4校しか参加していないことを指摘しました。現在の状況について伺います。

**◎答 弁**

「子どものためのオーケストラ鑑賞事業」は、ミュージア川崎シンフォニーホールにおいて、子どもたちがプロのオーケストラ演奏を聴くことで、音楽のすばらしさを味わい、豊かな情操を育むことをねらいとしております。

小学校高学年を対象に、各学校に参加の募集をしており、現在5回の公演が行われております。大変人気の事業であるため、毎年、会場の収容人数を超える応募があり、参加校につきましては抽選で決定している状況でございます。

平成28年度は、小学校および特別支援学校117校のうち、83校がオーケストラの演奏を鑑賞いたしました。また、希望はしたものの、座席数の関係で残念ながら抽選にもれた学校が8校でございました。

**◎質 問②**

このことについて当時の教育委員会からは、全ての学校に開催要項を伝え、参加不参加は「学校長の判断」という見解だったので、当時の参加しなかった校長先生たちと意見交換すると「せっかく良い企画を与えてもらっていると思うが小学校が最寄り駅までも遠く、川崎までの移動にも時間を要するため、給食時間等を考慮すると難しい」というのが一致したご意見でした。ちなみに、これは現在の校長先生も同意見でした。そうしたことから、麻生区内の昭和音楽大学や高

津区の洗足学園大学のコンサートホールでの実施を提案しましたが、教育委員会からの答弁は「本市が誇るミュージア川崎シンフォニーホールにおいて東京交響楽団のプロの生演奏を聴くことは小学生の子供たちにとって大変貴重な音楽体験になるため、今後も本市の子どもたちがミュージア川崎で音楽の素晴らしさを体験できるように取り組んで参りたいと考えている。大学ホール等での開催は収容人数等課題があるため、今後開催の可能性について調査していく」と、あくまでも「ミュージア川崎ありき」の答弁でした。そこで、これまでの4年間で、どのような調査が行われ、どのように検討がされてきたのか伺います。

#### ◎答 弁

各小学校の参加体制につきましては、毎年、参加の意向調査を行っており、来年度、参加の希望がない学校につきましては、その理由についてアンケート調査を行いました。その結果、宮前・多摩・麻生の北部3区における参加希望校は全48校中28校で、今年度に比べ増加しております。参加を希望しない20校のうち、7校は自然教室等、学校行事との重なりを理由としており、13校は近隣施設での開催であれば参加を検討するとの回答でございました。

次に、開催場所につきましては、「コンサートホールでプロのオーケストラの生演奏を聴く」という本事業のねらいから、東京交響楽団が演奏可能であること、収容可能人数が適切であること、公共交通機関の利用が容易であり、安全に学校からの移動が出来ることなどの観点から、調査を行いました。

これらの調査の結果、川崎市内で使用可能なホールについて、各区の市民館の大ホールや市内音楽大学内のホールなどが候補としてあげられました。今後学校の希望をふまえた参加体制、施設側の受け入れ体制、演奏者との調整等、総合的に判断し、他の場所での開催につきましても検討してまいります。

#### ◎質 問③

次に、「全ての小学校がオーケストラ鑑賞会に参加しないことについての見解」を質したところ、「参加していない学校でも独自で音楽鑑賞会を実施したり、夢教育21推進事業などを活用して、子どもたちが音楽に触れ合う機会を作っている」だから「オーケストラ鑑賞などの学校行事は各学校の特色に応じて実施するものとする」という答弁でしたが、今回の包括外部監査の意見をどのように受け止めるのか教育長の見解を伺います。

#### ◎答 弁（教育長）

教育の機会は均等に与えられることが原則であり、包括外部監査の意見につきましては、真摯に受け止めているところでございます。

より公平な鑑賞機会の提供ができるよう、来年度においては、ミュージア川崎シンフォニーホールにおける公演回数を5回から6回に増加し、希望校全ての鑑賞が可能となるよう、予算案として計上しているところでございます。

#### ◎質 問④

今年度実績でいえば、予算は平成24年の約1,500万円から約1,760万円に増え、応募した学校が91校あったということですが、実績は従来と同じ83校、約9千人が鑑賞したということでした。見方を変えれば、今年度も鑑賞しなかった33校のうち、希望しなかった25校でおよそ2千人、落選校で8校1,019人、約3千人の児童が鑑賞する機会を得られませんでした。来年度は、1公演追加し、予算を2,070万円まで引き上げたということです。

これは、平成25年の議会でも指摘させていただきましたが、オーケストラ鑑賞や観劇など、親に興味があれば全く触れることがない世界を、学校のカリキュラムの一環として子どもたちに

「機会を与える」ということは、「音楽のまち・芸術のまちかわさき」をスローガンに掲げる本市独自の教育として、積極的に行うに資する事業だと考えます。子どもたちにとって演奏者や役者さんたちの足音や息遣い、舞台の匂い等を感じながら演奏や舞台を鑑賞することは、子どもたちの情操教育に良い影響を与える企画だと思います。ミュージア川崎は音響も素晴らしく、パイプオルガンが印象的なホールですから、ここで聴かせたいという教育委員会の意図も理解できますが、この事業の比重は音楽鑑賞にあると思います。また、監査で意見があったように、現在一人当たり550円という自己負担金がありますが、交通費負担もあることから、負担の軽減策を検討すべきと考えます。そういう視点でもミュージア川崎にこだわらず、できるだけ通学する地域に近いところで全ての小学校がオーケストラ鑑賞できるようにすることが重要と考えます。教育長の見解を伺います。

**◎答 弁（教育長）**

開催場所により、体験内容や音の感じ方に差異が生じる可能性があると考えますが、音楽鑑賞の機会を確保することは大切であると認識しており、包括外部監査でも代替施設での開催を検討するよう意見をいただいておりますので、より一層公平な形でオーケストラ鑑賞の機会を提供できるよう、早期の実現に向けて検討してまいります。

**◎質 問⑤**

こうした経験がいつの日か、子どもたちが大人になり、「子どもの頃に受けた教育は素晴らしかった、だから自分の子どもや孫にも川崎で教育を受けさせたい」と思うことが、まさに本市が標榜する「シビックプライドの醸成」に繋がるのではないのでしょうか、市長の見解を伺います。

**◎答 弁（市長）**

本市は「音楽のまち・かわさき」を掲げ、さまざまな事業を通して、音楽の持つ力をまちづくりに生かしております。

子どもたちが音楽に親しみながら、このまちに暮らし、このまちで育っていくことが、本市への愛着や市民としての誇りにつながるものと考えております。

**■ 予算審査特別委員会（3月7日） 民進みらい 露木議員 ■**

**◆ 児童支援コーディネーターについて**

**◎質 問①**

またこの事業はいじめや不登校などの児童指導についてこのコーディネーターを中心に学校全体で取組んでいくという新たな仕組み作りでもありました。学校の全教職員の理解や協力を得るために、これまでどのように取組んできたのか伺います。

**◎答 弁**

児童支援コーディネーターは、校内支援の核となり、チーム作りや適切な支援の推進など重要な役割を担うものでありますことから、全教職員の理解と協力は欠かせないものと認識しているところでございます。

そのため、学校長に対し、児童支援コーディネーターの役割の重要性についての全教職員への周知や、日常的にその活動をサポートするなど、円滑に校内で支援活動ができる環境づくりを求めるとともに、教職員に対しては、児童支援コーディネーターの役割や具体的な活動内容をまとめた冊子を配布するなど、児童支援活動の充実に努めているところでございます。

### ◎質問②

小学校では、いじめ・不登校などの児童指導は担任の責任が重くなっていました。しかし、この児童支援コーディネーターが存在することによって、児童指導上の諸課題に対して全職員が連携して取り組む体制が整備され、学校全体の考え方に変化が生じてきたと推測されますが、配置校における現状について伺います。

### ◎答 弁

児童支援コーディネーター専任化事業は、開始から5年が経過し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた、適切な支援を協力して行うことの必要性が広く教職員に理解され、各学校においてチームによる支援が促進されているところでございます。

さらに、児童支援コーディネーターが窓口となり、関係機関との連携が円滑に行われるようになったことで、その専門性を活用し、協働して子どもの課題を解決する取組が推進されているところでございます。

### ◎質問③

29年度には市内の全小学校に配置されます。これまでの5年間の成果を踏まえ、この取組が広がることによって本市としてどのような効果が期待できるのか伺います。

### ◎答 弁

専任化事業では、これまで課題の早期発見・早期対応を心掛けて取り組んできた成果といたしまして、発生した課題の改善率が約90%となったところでございます。こうした成果を踏まえ、全校で専任化となる次年度以降は、さらに、課題を未然に防ぐ取組が重要になると考えているところでございます。

特にいじめや不登校等喫緊の児童生徒指導上の課題に対し、児童支援コーディネーターを核とした支援チームが、その機能を十分に発揮することで、子どもの小さなサインを見逃さず、課題に応じた適切な支援を行うことで、より安全で安心な学校の実現につながっていくものと考えているところでございます。

## ■ 予算審査特別委員会（3月7日）共産党 宗田議員 ■

### ◆ 学校施設長期保全計画について

#### ◎質問①

高津区での長期保全計画について、2017年度、設計・工事に着手する学校を伺います。

#### ◎答 弁

平成29年度に高津区内で設計及び工事に着手する学校につきましては、設計は、西梶ヶ谷小学校、南原小学校、西高津中学校、高津高等学校の校舎、及び久本小学校、橘中学校、高津中学校の体育館でございます。

工事は、新作小学校の校舎、及び新作小学校、梶ヶ谷小学校の体育館でございます。

#### ◎質問②

工事着手するのは、新作小の校舎と体育館、梶ヶ谷小の体育館ということですが、工事に着手する学校の着工時期と完成時期を伺います。

**◎答 弁**

新作小学校の校舎及び体育館につきましては、本年5月に着工し、12月の完成を、また、梶ヶ谷小学校の体育館につきましては、本年5月に着工し、平成30年3月の完成を、それぞれ予定しているところでございます。

**◎質 問③**

それぞれの体育館の設計・工事は、どのような改修をするのか伺います。

**◎答 弁**

築年数が21年から30年までのBグループに該当する新作小学校、久本小学校、橘中学校及び高津中学校につきましては、屋根・外壁、及び照明の改修を、また、築年数が31年以上のCグループに該当する梶ヶ谷小学校につきましては、屋根・外壁、照明、及び内装の改修を実施してまいります。

**◎質 問④**

それぞれの校舎の設計・工事は、どのような改修を行うのか伺います。特にトイレの洋式化、エレベーターの設置はどうなるのか、伺います。

**◎答 弁**

Bグループに該当する新作小学校、西梶ヶ谷小学校、南原小学校、及び西高津中学校につきましては、屋根・外壁の改修、トイレの快適化、エレベーターの設置等を、また、Cグループに該当する高津高等学校につきましては、先行して整備を進めております屋根・外壁の改修を除き、内装及び照明の改修、トイレの快適化、エレベーターの設置等を実施してまいります。

**■ 予算審査特別委員会（3月7日）無所属 月本議員 ■**

**◆ 主権者教育について**

**◎質 問①**

メディア扱いが少ない市長選挙はこれまでも投票率は低く、メディア露出の多い国政選挙と異なり、主権者教育の真価が問われてくるところと考えられます。

若年層の選挙の投票率は選挙管理委員会では常時啓発事業や出前講座等の機会に限定され、主は学校になりますので、教育次長に伺ってまいります。

昨年の参議院選挙で政令指定都市最高の得票率を得た本市の18歳有権者ですが、始まりがよくても次に投票に行かないということでは困ります。

昨年秋の決算審査特別委員会の自民党の総括質疑に対する教育次長答弁では、18歳の投票率が高いことについて、選管の啓発以外と主権者教育の取組みの成果という趣旨でした。

そこで、昨年の参議院選挙での18歳の60%を超える投票率と、19歳の52%という投票率を受け、どのような対応を進めて来たか、教育次長に伺います。

**◎答 弁**

本市の主権者教育につきましては、主体的な社会参画の姿勢の育成を目標として、小・中・高を見通して各学校の実態に応じて取り組んでいるとともに、主権者教育の充実に向けて、教員への研修も行っております。

本市の主権者教育の目標の実現のためには、小学校段階から発達段階に応じた取組を積み重ねていくことが必要であると考えておりますので、参議院選挙後もこれまでの取組を継続し、主権

者教育の充実を図っております。

### ◎質問②

平成28年度は主権者教育研究会議を実施し、平成29年度は高校教育研究会議を予定されていると伺っております。それぞれの会議の構成員と実施内容を伺います。

### ◎答弁

平成28年度に設置した「総合教育センター主権者教育研究会議」につきましては、小学校教諭2名、中学校教諭2名、担当指導主事で構成し、地域への関心と地域の一員としての自覚を育てる具体的な手立て等について研究してまいりました。

「高校教育研究会議」につきましては、高校教諭5名、担当指導主事で構成しているところでございまして、平成29年度は「主権者教育研究会議」の研究成果を踏まえ、地理歴史科・公民科を通して、公民的資質の育成に向けた具体的な手立て等について研究に取り組んでまいります。

### ◎質問③

選挙管理委員会が主権者教育に関わるのは、出前講座や生徒会役員選挙などに限られるわけですし、出前講座を市立高校だけでなく、小中学校で実施するのは、物理的に難しく、モデル的に実施することに留まります。

敢えて、選挙管理委員会の出前講座が実施されているのは、常時啓発の専門家による指導が必要ということから始まっていると思います。すると、先ほどの2つの会議に選挙管理委員会関係者等の専門家がメンバーに入っていない、或いは、関係性が見えないというのは矛盾していると思いますが、見解を伺います。

### ◎答弁

本研究会議は、各教科等に係る指導内容、指導方法等の充実や教育課題に対応した研究を目的とし設置しておりますが、これまでも主権者教育の手引きの作成にあたり、選挙管理委員会から助言をいただくなどの連携を図ってまいりましたので、今後も継続し、主権者教育の取組に生かしてまいります。

## ◆子どもたちの自立について

### ◎質問

高齢になってから、あるいは、親の介護が必要になってから知ることが多く、そのタイミングになってしまうと、混乱や不安で施設入所という手法に家族は結論を進めがちになります。

すると、家庭でも、自分自身でも、地域包括ケアシステムを始めとした、福祉やライフステージについて、より若い段階から学んでいく必要があります。

そこで、2つのライフステージに分けて質問して参ります。

子どもの頃からのライフステージ教育を進めて行くということは大切ですが、60年先への期待ですので、その前にいまの子どもたちが困らないための取組が必要です。この点は主権者教育と関連してくるところですが、福祉の副読本の活用による福祉教育が行われていると伺っています。ただ、総合的学習の授業で使用しているケースが主であり、すべての児童が学んでいるわけではないということで、その実態については、今後調査していくということですので、こういった教材の使用により、子どもたちが将来どのようなようになるかが大切です。

主権者教育の達成目標同様、ライフステージ教育や福祉教育という観点で行くと、将来の構想として、川崎市の小学校で学んだ子どもたちが、50年後に自立割合が高くなっていくというようなビジョンを設定していくことが必要と考えますが、教育長の見解を伺います。

**◎答 弁 (教育長)**

児童期の自己肯定感や共生意識を醸成させる学習につきましては、全ての市立学校において全教育課程を通じた取組がなされております。とりわけ、今年度から全校実施とした「キャリア在り方生き方教育」では、「自分をつくる」「みんな一緒に生きている」「わたしたちのまち川崎」の3つの視点を位置付けて取り組んでおり、互いの人格を尊重し、協力、協働して多様な人々が共に生きる社会を積極的に形成していく意識を醸成したり、自立のための資質・能力を育むことを大切にしております。

このような教育活動を積み重ねることにより、子どもたちは、自分なりのものの見方や考え方を形成し、確立できるようになり、将来起こりうる様々な課題に対して主体的に判断し、これを乗り越え、豊かな人生を送ることにつながるものと考えております。

◆ 教育施設整備について

◎質問①

下小田中小学校です。2017年度校舎等増築事業費、51億6,811万円余が計上されました。この夏から解体工事が始まり、鉄筋コンクリート造り4階建てで、新たに12教室、体育館、プール、給食室、職員室などが増築され、教室数は現在より7教室増えます。2018年度に完成となる予定とのことですが、わくわくプラザの建物を南側に建て替えて、すべて完成となるのは2020年度になるとのことです。現在、設計の最終段階を迎えているということですが、地域の要望にもなっている地域開放スペースを整理していただくように、学校側ともよく話し合いを進めてもらいたいと思います。伺います。

◎答弁

下小田中小学校校舎増築につきましては、平成29年度からの工事に向け、現在、設計や学校との協議・調整等を行っているところでございます。

地域への開放スペースの整備につきましては、地域からの要望等を認識しているところでございますので、引き続き学校と調整してまいりたいと考えております。

◎質問②

次に井田小学校です。2017年度4億313万円余が計上されました。井田小学校も児童数が増加し、鉄筋コンクリート3階建てで、新しく校舎を増築し、2018年度末完成の予定です。

2015年の12月議会で井田小学校校舎の(雨漏り、避難経路の安全対策、洋式トイレの拡充、給食室のシンク不足、教職員室の狭隘)の問題点など指摘し、改善すべきと要望してきましたが、それぞれの現状と今後の対応について伺います。

◎答弁

はじめに、既存校舎の雨漏りにつきましては、昨年度、対応を図ったところでございますが、引き続き、学校の状況を確認してまいりたいと考えております。

次に、避難経路につきましては、建築基準法の規定を満たした階段等を設置しておりますことから、現状において新たに設置する緊急性はないものと考えております。

次に、トイレにつきましては、増築棟には新たにトイレを設置いたしますが、既存校舎につきましても、学校トイレ快適化事業や学校施設長期保全計画に基づき、今後、対応を図ってまいりたいと考えております。

なお、既存の給食室及び職員室につきましては、今回の校舎増築に伴い、改修を図る予定でございます。給食室については、学校給食衛生管理基準に基づく整備の検討を進めるとともに、職員室についても、学校運営に支障のないよう、校長室や事務センター等管理諸室の配置計画の見直しを含めた改修を検討しているところでございます。

◎質問③

次に西中原中学校についてですが、同様に2015年の12月議会で、築年数が30年(1984年)たった体育館について、老朽化と狭隘による問題点を指摘し、改善を求めました。補正予算を含め1億9,411万円余が計上され、体育館の再生整備による改修をするとのこと。改善の詳細と整備スケジュールを伺います。

## ◎答 弁

体育館の改修につきましては、屋根・外壁・床、及び照明等の改修、扉は交換又は調整を予定しております。

工期につきましては、体育祭終了後の平成29年9月中旬に工事着手し、翌年2月末に完了する予定でございます。

## ■ 予算審査特別委員会（3月8日）民進みらい 岩隈議員 ■

### ◆ A L Tの有効活用について

#### ◎質 問①

まず、ALTの活用について。昨年、研究校である小学校の外国語活動を見学してきました。外国人と接することやゲーム感覚で英語を学ぶことは、英語に慣れ親しむというファーストステップとしてはよいが、今後は、「第2期教育振興基本計画(平成25年度～29年度まで)の成果指標である英語力4技能(聞く・話す、読む、書く)の向上と、その目標である中学校では、卒業段階で英検3級程度以上、高校卒業段階では、英検準2級程度が達成できるようなALTの活用が求められる(現在の達成度は、中学定35%、高校生32%程度)。どのように有効活用していくのか、教育次長に伺います。

#### ◎答 弁

平成29年度は、ALT7名を増員し、中学校での1学級当たり年間35時間、週1回のALTとの授業を可能にすることにより、一つの学習單元の中で複数回の活用が可能となり、単元と関連させた学習の中で、「聞く」「話す」だけでなく、「読む」「書く」の活動にもALTを活用できるようにするため、4技能を育成する指導の充実につなげてまいります。

また、これまで、各中学校においては、3年間で到達すべき目標を「Can-Doリスト」の形で設定し、4技能の育成に取り組んでまいりましたが、新学習指導要領の目標を踏まえて、「Can-Doリスト」の見直しを各学校で図るとともに、目標達成に向けた確実な指導を進めてまいります。

#### ◎質 問②

カリキュラム・マネジメントについて、伺います。次期学習指導要領を先行実施するにあたり、重要なポイントがカリキュラム・マネジメント。とりわけ、小学5・6年生の外国語活動が教科化され外国語科が導入されるとともに、小学3・4年生に外国語活動が導入される。

それぞれ、年間35単位時間ずつ増加することになる。

2月14日に文科省から示された「小学校におけるカリキュラム・マネジメントのあり方に関する検討会議の報告書」によると、増加する時数に対応するために、朝や昼、放課後などの15分程度を短時間学習としてあてることや、土曜日授業の実施、夏休みの活用についても明記されている。本市は、いつまでにどのようなカリキュラムを作成するのか教育次長に伺います。

#### ◎答 弁

本市では、全校において平成30年度から中学年の外国語活動、および高学年の教科としての外国語を、平成32年度からの全面実施と同じ内容で、先行実施する予定であり、すでに各学校に対して小学校長会を通じて、先行実施の概要について説明したところでございます。

教育課程は、学校の権限と責任において編成されるものであり、各学校におきましては、平成29年度中に、学校や地域の実情に応じて、授業時間の設定や時間割編成等を検討し、決定することとしております。

教育委員会事務局といたしましては、各学校の教育課程編成を支援するため、本市の研究推進校や国の研究開発校の事例を紹介するとともに、総合教育センターにおいても、先行実施に対応した研究を進め、研究の成果を還元することにより、全校で円滑に実施できるよう取り組んでまいります。

### ◎質問③

指導体制の強化について伺います。拡大する外国語科、外国語活動に伴い、小学校教諭の外国語教育に関わる専門性向上のための取り組みが求められる。これまで、英語教育推進リーダーの研修や中核教員研修について議論してきた経過がある。

文科省は、29年度概算要求で、「小学校英語教科化に向けた専門性向上のための講習の開発・実施」として、約1億円を計上している。事業の中身は、大学などの専門機関と教育委員会が連携して小学校教員が中学校英語の免許を取得することを目指すような取り組みだが、本市の現状(教員への働きかけや参加状況など)どのような取り組みを行っているのか伺います。また、29年度予算では、本事業に関する予算計上は、本市では事業設置も予算計上も行われていないが、現状のまま(国費だけ)で対応可能なのか見解を伺います。

### ◎答弁

外国語活動、および外国語科に適切に対応していくためには、今後、各学校の外国語教育を推進するリーダーの育成が必要であると考えております。

そのための取組として、放送大学において、4月より開講される「小学校外国語教育教授基礎論」の受講を教員に促してまいります。

加えて、小学校教員の「中学校英語二種免許取得講習」の実施に向けた近隣の大学との連携についても検討していく予定でございます。

また、平成26年度から実施してきた「小学校外国語教育中核教員研修」におきましては、より指導力を向上させる視点からの充実を図るとともに、英検等の資格・検定試験等の受検を促し、教員自身の英語力の向上のために取り組んでまいりたいと考えております。

## ◆ 学校給食について

### ◎質問①

小学校における徴収率、長期に渡る滞納者数、過年度分未納総額について伺います。また、東橘中学校では、給食開始より1年が経過しましたが、滞納など現在の状況を教育次長に伺います。

### ◎答弁

はじめに、小学校における徴収状況についてでございますが、本年3月1日時点の平成19年度から平成27年度までの学校給食費の徴収率は、約99.96%でございます。未納となっているケースは464件、未納総額は1千160万4千880円でございます。

次に、東橘中学校における徴収状況についてでございますが、本年3月1日時点の平成28年1月から3月までの学校給食費の徴収率は、約99.76%、未納総額は2万9千515円でございます。

### ◎質問②

学校給食費は、教材費等、他の会計と区別し、他の会計との流用は行ふべきではないと考えます。また、給食費の未払いによる滞納債権については、現在、学校給食会に積み上がっています。徴収不能債権の取り扱いなど、適正な債権管理をしなければ、学校給食会の会計上も好ましくないと考えます。対応策を教育次長に伺います。

### ◎答 弁

はじめに、学校給食費の会計処理についてでございますが、学校給食費は学校給食における食材の購入を行うために、金額を定めて徴収しているものでございますので、教材費等、他の会計との流用は行わないこととしており、今後も適切な会計処理に努めてまいります。

次に、学校給食会の債権管理についてでございますが、公平性・公正性の観点から、学校給食費の未納額につきましては、可能な限り少なくしていくことが重要だと認識しております。

そのため、学校給食会で管理している債権につきましては、未納者の状況を詳細に把握している、各学校との連携を図りながら、きめ細やかな取組により、納付を促しております。

また、学校給食会の監事である公認会計士から、居所不明等、やむを得ない場合には債権を放棄するよう、会計処理についての指摘をいただいていたことなどから、学校給食会の債権管理規程に基づき、本年2月に60件、220万1千950円について、債権放棄の手続きを終えたところでございます。

### ◎質 問③

今後、中学校給食等拡大することを考えると、現状の枠組みの中では、学校給食会へ滞納債権の徴収強化や支援など人員の配置はどのように予算計上されているのか、詳細を伺います。

### ◎答 弁

学校給食会は、学校給食で使用するため、安全・安心で良質な物資を調達するとともに、学校給食費の管理を行うなど、成長期における児童生徒の健全な食生活を支える重要な業務を担っております。

これまでの小学校・特別支援学校に加え、新たに中学校給食が始まることに伴い、約11万食の物資調達や、給食費の管理に必要な人員の精査を行い、平成28年度には、常勤職員を1名増員し、平成29年度予算案におきましては、さらに、常勤職員1名及び非常勤職員2名の増員を図るための所要額を計上しているところでございます。

### ◎質 問④

関連して、食中毒対策についてです。立川市などで、給食センターから配送された給食に起因する食中毒が発生しました。本市で、仮に南・中・北、いずれかの給食センターで食中毒が発生した場合には、残りの給食センターでの対応は可能なのか伺います。

また、食中毒が発生した場合の連絡体制の構築など含めた危機管理対応マニュアルを作成すべきではないでしょうか、見解を教育次長に伺います。

### ◎答 弁

本市の各学校給食センターの提供可能食数は、南部が約1万5千食、中部が約1万食、北部が約6千食でございます。それぞれ、ほぼ上限に近い食数での稼働を予定しているところでございます。

仮に、いずれかの学校給食センターで調理業務等に起因して食中毒が発生した場合に、当該センター分の食数を他の学校給食センターで補完することは、各センターの提供可能食数を大幅に上回ることとなり、困難であると考えております。その場合は、各家庭からの弁当持参による対応となるものと考えております。

次に、食中毒が発生した場合の対応マニュアル等についてでございますが、中学校完全給食につきましては、新規の取組であるうえ、多くの学校で同時期に開始されますことから、食中毒をはじめとした危機管理対応も含めた給食実施の手引きを作成し、昨年11月に各学校へ配布したところでございます。

また、食中毒の発生等にあたり、夜間や休日に保健所等から連絡が入った際の緊急連絡網を整備するなど、緊急時にも迅速に対応できるよう準備を進めてまいります。

今後とも、手引きの充実を図るとともに、研修等で活用を図ることで、給食指導や食物アレルギー対応、危機管理対応等の共通理解を深めてまいります。

■ 予算審査特別委員会（3月8日）無所属 三宅議員 ■

◆ 学校給食センター整備について

◎質問

学校給食センターには地下ピットを計画するのか。

◎答弁

現在、南部・中部・北部の3つの学校給食センターの整備を進めているところでございますが、地下配管の維持管理及び雨水貯留槽の設置等の目的で、それぞれ地下ピットを設けているところでございます。

◆ 学校保健統計調査について

◎質問

調査結果の年次比較からの子供の状況をみると、身長・体重は昭和62年(30年前)と比較しても大きな変化はみられませんが、視力については学年が進むにつれ、裸眼視力1.0以上の割合が減少しており、経年でも裸眼視力1.0以上の割合が減少しております。30年前10年前現在の割合についてお示しください。併せて、う歯についても30年前に比べると激減していますが、裸眼視力同様に年次別で割合を小中高についてお示しください。

◎答弁（市長）

「学校保健統計調査」は、平成26年度まで抽出調査で行っておりまして、児童生徒の視力につきましては、裸眼視力1.0以上の割合が、小学校では、30年前の昭和62年度は、76.5%、10年前の平成19年度は、68.8%でございます。直近の平成27年度から全数調査となっておりますが、68.5%でございます。中学校では、30年前から、それぞれ60.1%、43.1%、42.5%でございます。高等学校では、同じく50.5%、30.1%、32.7%でございます。

う歯につきましては、う歯の処置完了者と未処置歯のある者を合わせた児童生徒の割合は、小学校では、30年前は、90.7%、10年前は、58.6%、直近では、41.6%でございます。中学校では、30年前から、それぞれ92.3%、53.3%、34.6%でございます。高等学校では、同じく96.7%、68.4%、26.3%でございます。

◆ 教員募集について

◎質問①

教員採用について優秀な教員を獲得するための競争が始まっているわけですが、教員募集にあたり他都市とは違う本市独自の特徴について伺います。

◎答弁

教員募集におきましては、優秀な人材の確保に向けて、教員採用パンフレットやポスターの作成・配布、全国の大学や市内外会場における採用説明会の実施、ホームページや市政だよりなどによる情報発信を通して、川崎ですすめている教育の理念・目標等に魅力を感じて、理解し共感して下さる方々に受験していただけるように取り組んでいるところでございます。

中でも、教員採用パンフレットは、重要な広報媒体と捉え、アピールポイントである求める教師像や教育プラン、充実した研修制度等を簡潔明瞭に表現し、わかりやすくインパクトのある紙面構成にしております。

また、採用説明会では、先輩教員の話を通じて直接聞ける機会を設けることで、学校現場の教育活動の具体的な様子や、職場の温かい雰囲気を感じるエピソードが伝わるようにしております。

これからも、様々な工夫を図ることでより多くの方々に応募していただけるよう努めてまいります。

◎質問②

本市では、川崎会場と九州会場が受験現場となっておりますが、九州会場は定員に達しているのか伺います。また、特別選考Ⅴの身体障がい者特別選考についての最近の状況とその見解及び教育委員会の障がい者雇用率について目標は達成されているのか伺います。

### ◎答 弁

現在、本市の教員採用候補者選考試験は、市内2か所及び九州の熊本大学の計3か所を試験会場として実施しております。

このうち、九州会場におきましては、例年、希望者全員が受験できるよう余裕をもたせて会場を確保しております。本年度の受験者数は、26名でございます。

次に、「身体障がい者特別選考」につきましては、障がいの種類や程度に応じた配慮を行って試験を実施しております。本年度の受験者は1名でございます。

なお、平成28年6月1日時点の教育委員会の障がい者雇用率は、1.91パーセントとなっておりますが、引き続き、障がいのある方が、受験しやすい環境づくりに努めてまいります。

### ◎質 問③

教員志望者の説明会における本市独自の内容について伺います。また、インターネットにおける受付についての可能性について伺います。

### ◎答 弁

教員志望者向けの説明会におきましては、あらたな試みとして、昨年12月に、「かわさき宙と緑の科学館」を会場とした説明会を実施いたしました。求める教師像等の説明に加え、学校向けのプラネタリウムのプログラムを上映し、川崎市の恵まれた教育資源の活用として、学校現場と博物館の連携の事例を紹介したところでございます。

説明会では、教員生活をサポートする多様な初任者研修プログラム、学校現場における管理職や先輩教員の支援など、人材育成に力を注いでいる点などを重点的にアピールしているところでございます。

なお、受験希望者の利便性を高めるための、インターネットによる受験申込につきましては、平成29年度実施試験からの導入に向けた準備を進めているところでございます。

## ◆ 学校における新聞配置について

### ◎質 問①

市立学校の新聞配置について伺います。新聞配置について本市では予算措置がされていますが、次年度予算額の内訳及び本年度の新聞購入状況について伺います。

### ◎答 弁

はじめに、図書室等への新聞配置のための経費につきましては、本年度は1校あたり1紙分4万5千円としておりましたが、平成29年度予算案では、各小学校1紙、各中学校2紙、各高等学校4紙分の経費を、1紙あたり4万8千円として、児童生徒の教育に直接関わる消耗教材等の購入に充てる学校運営費に含め、所要額を計上したところでございます。

次に、今年度の市立学校における新聞の購入状況につきましては、  
小学校、113校中112校で143部、  
中学校、52校全校で98部、  
高等学校、5校全校で36部となっております。

### ◎質 問②

新聞を活用した学習状況について伺います。また、新聞は学校内のどの場所に配置されているのか伺います。

### ◎答 弁

各学校におきましては、購入した新聞を図書室のほか、職員室及び校長室等に配置し、校長や教員が地域や社会の出来事を伝えるために新聞を提示したり、児童生徒が情報を収集するために自ら新聞記事を選び読み取ったりするなど、各教科、道徳、総合的な学習の時間において新聞を活用しているところもございます。

### ◎質 問③

文部科学省は、昨年6月に施行された改正公職選挙法では18歳の高校生が有権者となったことに対し、社会問題を多面的に捉え、公正に判断するためには複数配置が必要であり、小学校1紙、中学校2紙、高校4紙を目安に支援を充実させるとの計画が公表されていますが、これを受けて本市の取組みについての考えを伺います。

### ◎答 弁

本市といたしましては、これまでも新聞を活用して調べる活動や新聞の構成を学ぶ活動などに取り組んでおりますが、社会的事象を多面的・多角的に考察し、公正に判断するために、新聞の活用は重要であると考えております。

今後も、小・中・高の発達段階に応じて、児童生徒が地域や社会の問題に関心をもち、自らの生活と関連付けたり、複数の新聞を読み比べて社会的事象を多面的に捉え、主体的に考察したりするなど、新聞を効果的に活用した学習を展開してまいりたいと考えております。

## ■ 予算審査特別委員会（3月9日）公明党 沼沢議員 ■

### ◆ 公立高校入学者選抜における受験機会の拡大について

#### ◎質 問①

本市におけるインフルエンザ罹患者等で別室受験になった受験者数を伺います。

#### ◎答 弁

平成27年度に実施した市立高校の「平成28年度入学者選抜」での別室受験者数は14名で、そのうち、インフルエンザ罹患者は5名でございました。

#### ◎質 問②

これらの実態を踏まえ、昨年10月に、文科省児童生徒課長から、各都道府県・指定都市の学校担当部局に、インフルエンザ罹患者等に対する受験機会の十分な確保について特段の配慮をとの通知を発出されたと仄聞していますが、その内容について伺います。

#### ◎答 弁

平成28年10月14日付、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長名により「高等学校入学者選抜におけるインフルエンザ罹患者等への対応について」の通知がございました。

その内容は、国が調査した「公立の高等学校入学者選抜におけるインフルエンザ罹患者等への対応状況調査」の結果を参考として、関係する所管や学校との連携を図りながら、インフルエンザ罹患者等に対する受験機会の十分な確保についての配慮を求めるものでございます。

#### ◎質 問③

これを受けて、平成30年入学者選抜からの生徒の受験機会の確保のための追検査への取組について伺います。

## ◎答 弁

公立高等学校の入学者選抜は、県立高校を設置している神奈川県と、市立高校を設置している横浜市、横須賀市および本市において、共通の日程と問題により実施しておりますので、追検査の実施につきましても、十分連携を図りながら検討してまいりたいと考えております。

## ◆ 新設小学校について

### ◎質 問①

近隣の幸区北加瀬地区にも大規模な集合住宅が建設されています。県公社が建設している174戸の賃貸マンション、隣り合わせのJR社宅跡地に60戸のマンションなど保育や学校施設の不足が懸念されています。保育需要と小中学校への転入をどの程度と見積もっているのか、その対応についても伺います。

## ◎答 弁

現在、北加瀬地区を含む日吉地域では、大規模な集合住宅建設等の影響から、児童生徒が増加しており、同地域を学区に含む小中学校では、増築等の施設整備により対応を図っているところでございます。

近年の集合住宅の影響といたしましては、入居者に占める未就学児の割合が高く、入居開始から概ね10年を経過する時期に児童数がピークを迎える等の傾向が見られ、同地区における小学校への転入につきましては、最大時で90名程度になるものと見込んでおります。

また、中学校については、小学校より影響が遅れて表れることや私学進学等の要素を加えますと、20名程度の増加に留まるものと見込まれるところでございます。

今後、既存の大規模集合住宅において、徐々に児童生徒数が減少していくことから、当該小中学校におきましては、保有教室の不足等は生じないものと考えております。

## ■ 予算審査特別委員会（3月9日）民進みらい 織田議員 ■

## ◆ 教育活動サポーター配置事業について

### ◎質 問①

特に、年度末において、報償費等の不足が見込まれることにより、配置回数を調整することがある。さらに無償での活動をサポーターに依頼する事例などがあると仄聞するところです。

このような事例が発生する原因について、また、予算要求のあり方を含め伺います。

さらに平成29年度は、状況により年度途中で報償費等の不足が見込まれた場合は、どのように対応するのか伺います。

## ◎答 弁

教育活動サポーターは、児童生徒へのきめ細やかな学習支援、教育活動支援など、多様な学校のニーズに応じて子どもへの支援にあたる役割を担い、各校に配置しているところでございます。

配置にあたりましては、学校の状況に応じて、各区・教育担当が調整のうえ、適切に配置回数を決定しており、学校は、教育委員会が作成した配置事業実施計画に基づき、活用を図っているところでございますが、学校からの要請の状況によっては、配置回数の調整に苦慮するケースもございます。

平成29年度につきましては、引き続き、学校の状況に応じた配置を行い、学校支援の取組のひとつとして、予算措置も含め、適切に対応してまいりたいと考えております。

## ◎質問②

教育サポーターを受け入れるにあたり、学校ごとにその体制にばらつきがある様子です。受け入れ体制と教育サポーターの役割について、マニュアルを定めるなど、効率、効果的に活用するための整備が必要と考えます。対応を伺います。さらに、この際、教育サポーターの活動の調査をおこない、実態を正確に把握すべきと考えますが、併せて教育長に伺います。

## ◎答 弁（教育長）

教育活動サポーターをより効率的、効果的な活用を図るために、学校とサポーターとの事前の連絡調整が確実に行なわれるよう、一層の学校の受け入れ体制の整備を進めてまいります。教育活動サポーターの学校での活用場面や効果について、実態を正しく把握することは、より有効な活用につながると考えており、今後におきましては、区・教育担当が各校への定期訪問時にサポーターの活動状況を確認するなど、実際の活用状況の把握に努めてまいります。

## ◆ 医療的ケアについて

### ◎質問

横浜市では、たんの吸引が必要な幼稚園児がこの4月に小学校に進級するのに際して、当事者親子の要望をうけて、「親の付き添いなしに、のびのびと学校生活をおくれる環境整備を目的」として当小学校への看護師の配置をきめたとの新聞報道がありました。

横浜市では、医療的ケアが必要な子どもが通う学校には、すべて看護師を配置することにしたのか。さらにこの児童のケースは特例なのか、経過を確認しておきます。

さらに本市も当然に看護師の専属配置の議論を進める必要があると考えますが、併せて見解を伺います。

## ◎答 弁（教育長）

横浜市では、平成29年度にモデル校1校に看護師の配置を行い、運営上の課題や今後の制度運営について、検証すると伺っております。

本市の小中学校等における医療的ケア支援事業につきましては、保護者から「子供が自分でケアができるようになった」という声や「専門的な立場からの助言をもらえる」等の声があるところでございます。

教育委員会といたしましては、他都市の動向を踏まえながら、今後も、個別のケースに柔軟に対応することができるよう、本人・保護者の意向、学校の状況を適切に把握し、その上で、児童生徒の自立と保護者の負担軽減に資する医療的ケアの環境整備に努めてまいりたいと考えております。

## ◆ 給食室の環境改善について

### ◎質問

冬の寒さと結露対策及び夏の暑さ対策について伺います。

## ◎答 弁

児童数の増加等に伴い、全面的な給食室の改修が必要となる学校につきましては、床面をドライ方式に改修するとともに、暑さ寒さ対策として空調設備を導入しているところでございます。

加えて、厨房機器が発する熱を低減する低輻射型の厨房機器の導入も進めているところでございます。

既存給食室の寒さ対策につきましては、局所的な暖房器具の設置について検討してまいりたいと考えております。

また、結露につきましては、学校の立地状況や構造等により、完全に防止することは難しい状況でございますが、換気扇を増設するなど、個別の状況に応じて、結露の解消に向け検討してまいりたいと考えております。

#### ◎質問②

狭隘な休憩室対策について伺います。

#### ◎答弁

給食調理業務を委託化した学校においては、従事者の増加により、休憩室が狭隘化している現状があり、学校によっては、休憩時間をずらすなど、運用面で対応しております。

現時点においては、休憩室の拡張はスペースの関係から難しい状況でございますが、別の場所に休憩スペースを確保するなど、暑さ対策も含めて学校と協議し、検討してまいります。

#### ◆ 放課後の校庭使用について

##### ◎質問

平成17年6月第2回定例会で、平日の放課後の校庭の利用のあり方を質疑いたしました。その折、当時の北條教育長から、①学校長経由で、教育委員会へ学校施設使用許可申請を提出することにより利用が可能である。②重要なことと認識しているので、地域の皆さまの校庭使用について、より利用しやすいように検討してまいりたいと考えている。以上の答弁をいただきました。

その後どのように「より利用しやすいように」検討してきたのか、さらに例えば、地元少年サッカークラブなどが、わくわくプラザ利用の子どもも含め、平日のサッカー指導などに利用することはできるのか、それぞれ端的に教育次長に伺います。

##### ◎答弁

放課後の校庭につきましては、現在、児童の遊び場としての活用をはじめ、わくわくプラザ児童の利用や、「総合型地域スポーツクラブ」などの団体による地域の児童生徒を対象とする活動などで使用されている状況でございます。

教育委員会といたしましては、学校教育に支障のない範囲内で、学校施設を活用していくことは大切なことと認識しておりますので、今後も、学校や地域の状況をはじめ、保護者からの要望など、個別の事情を勘案しながら、児童生徒の安全管理体制の確保などを検討した上で、地域の団体等と連携協力し、学校施設の更なる活用に向けて、取り組んでまいりたいと考えております。

### ■ 予算審査特別委員会（3月9日）共産党 斉藤議員 ■

#### ◆ 再生整備について

##### ◎質問①

校舎の再生整備改修に向けた設計費が、生田中学・稲田中学に計上されています。生田中学の一部校舎は、1960年に建設されすでに57年経過しています。稲田中学は1961年建設で56年にもなります。設計についての基本的な考え方を伺います。

##### ◎答弁

学校施設長期保全計画に基づき、屋上防水・外壁改修、教室・廊下・階段等の内装改修、照明改修、トイレの快適化、エレベータの設置、特別教室への空調機の設置等を予定しておりまして、詳細につきましては、平成29年度から着手する設計において検討してまいりたいと考えております。

### ◎質問②

稲田中学体育館についてですが、近隣の方から水はけが悪くて雨の日には体育館に入れにくい  
らいに雨水がたまる等様々な意見などを伺っていますが、現状についてどのような認識を持って  
いるのか伺います。新年度事業費が計上されていますがどのような計画なのか伺います。

### ◎答 弁

体育館周辺の水はけに係る課題につきましては、職員による現地調査を行い、現状を把握して  
いるところでございます。

このため、平成29年度に予定しております体育館の再生整備工事による改修に合わせ、体育  
館に付随する渡り廊下の雨樋の改修や床の一部を嵩上げすること等により、雨水対策を図ってま  
いります。

### ◎質問③

体育館の再生整備工事による改修に合わせた雨水対策を図るとの答弁でしたが、それで改善で  
きるのでしょうか。体育館グラウンドは土が固くなり粘土化しているのではないかという話を伺  
いました。樋や床の一部嵩上げだけでなく、体育館グラウンド側土質の改良を行い、透水管などを  
設置し抜本的改善を図るべきです。伺います。

### ◎答 弁

体育館周辺の水はけに係る課題につきましては、再生整備工事に伴う改修を実施するとともに、  
側溝の清掃を行うなど、雨水対策を図ってまいりたいと考えております。

また、体育館周辺の雨水排水機能について、改修が必要な場合は、学校敷地全体を対象として  
検討してまいりたいと考えております。

### ◎質問④

生田中学校創作活動センターについてです。

利用者数ですが2014年度12,162人。2015年度は11,256人でした。利用者から空調設備  
が動かない「夏・冬は我慢できない」などの声が寄せられています。この地域は長年住んでおら  
れる方が多くて、高齢化も進んでいます。さらに、高齢者の方たちが集まれる公共の施設は、こ  
の創作活動センターしかありません。地域の皆さんの大切な施設です。急いで改修を行うべきで  
す。伺います。

### ◎答 弁

本施設につきましては、前身の青少年創作センターとして平成2年に整備されてから25年以上  
が経過し、施設の老朽化に伴い、空調の他にも陶芸窯、給水管、ガラス、発電機などこの2年  
間で様々なメンテナンスを行っている状況でございます。

空調設備につきましては、抜本的な修理には多くの費用がかかり、即時に対応することが困難  
な状況でございますことから、部屋ごとのエアコンの整備を順次行っているところでござい  
ます。

利用者の皆様には、御不便をおかけしておりますが、今後も、地域の皆様に快適に御利用いた  
だけるよう、

29年度には、残りの部屋全てにエアコンを整備する予定となっております。

◆ 市立学校におけるAED設置について

◎質問①

さいたま市小学校の小6女子児童が1,000メートル長距離走練習でゴール後、突然倒れた際、学校にAEDが備わっていたにも関わらず、使用できずに救急搬送を待ち、翌日死亡させてしまった事故に関するDVDを視聴する機会がありました。非常に痛ましい事故であり、こうしたことは、二度とあってはならないと思っています。そこで、小学校など本市の教育施設へのAED設置状況について伺います。

◎答 弁

平成19年度から、各市立学校に計画的に設置を進め、平成26年度において、すべての学校にAEDの設置を完了したところでございます。

◎質問②

設置状況についてはわかりましたが、「いざ」という時はパニックに見舞われてしまい、せっかくの装備も役に立たなかったという事はよく耳にします。先生方へのAEDの使用方法をはじめとする救命救急に関する研修体制はどのようになっているか、マニュアルなどは整備されているのか伺います。

◎答 弁

教育委員会事務局では、「養護教員研修講座」及び「学校プール安全衛生・蘇生法研修」において、AEDの使用方法を含めた心肺蘇生法実技研修を実施しております。

各学校におきましては、研修を受講した教職員を中心として、消防局や日本赤十字社神奈川県支部の協力を得て、AEDトレーナー及び心肺蘇生法用訓練人形を用いて校内研修を行っているところでございます。

また、救急法の手順につきましては、各学校がAEDの使用方法も含め、「安全指導の手引き」を作成し、校内で共通理解を図っているところでございます。

◎質問③

先生方への研修についてはわかりました。それでは、子どもたちへのAEDの使用方法に関する講習などは行われているのか伺います。

◎答 弁

市立中学校・高等学校におきましては、保健体育科保健の領域の「応急手当」の単元で、心肺蘇生法やAEDの使用方法について、実習を取り入れながら学習しているところでございます。

また、生徒会の保健委員会の活動の一環として、緊急時における人命救助方法であるAEDの使用方法を体験することで、命の大切さを学ぶ事例や、消防署による「地域防災スクール」において、心肺蘇生法やAEDの使用方法について学習している学校もございます

◎質問④

地域防災の強化がうたわれる中、災害はいつ発生するかわかりません。その際、子ども達も地域での共助の担い手になるのではないのでしょうか。現在、学校において進められている防災教育について伺います。

### ◎答 弁

平成24年度より、学校の防災力や子どもたちの防災意識の向上を図ることを目的として、今年度までの5年間で、すべての学校を順次、「防災教育研究推進校」として指定し、防災教育の取組を進めてまいりました。

各学校では、様々な状況を想定した避難訓練や、消防署の協力のもと、総合的な学習の時間や特別活動の時間において、応急処置の実技体験、水消火器の体験等を行ってまいりました。また、地域と連携した組立式仮設トイレの設置やアルファ化米の炊き出し体験等も実施してまいりました。

引き続き、これまでの研究推進校としての成果を踏まえ、学校や地域の実態に応じた様々な取組を進めているところでございます。

### ◎質 問⑤

消火器などの使用方法、119番通報訓練、止血法や心臓マッサージといった防災に関する知識や技術を確実に身に付けさせる事は、防火防災に関する将来の担い手を育成するための防災教育を進めることは、有意義なことと考えますが、教育長の見解を伺います。

### ◎答 弁（教育長）

将来、地域でのさまざまな活動が期待される子どもたちが、応急手当や災害時における救命活動等を体験的に学ぶことは大変意義あることと考えております。

今後につきましても各学校が防災教育を推進し、子どもたちに対し、災害発生時に自らの安全を確保するとともに、状況に応じて地域社会の一員として社会参加・社会奉仕しようとする態度を培ってまいりたいと考えます。

## ■ 予算審査特別委員会（3月9日）公明党 花輪議員 ■

### ◆ 学校司書配置事業について

#### ◎質 問

平成26年度請願第82号「川崎市の全小学校・中学校の学校図書館に専任、専門、かつ常勤の学校司書を計画的に配置することに関する請願」の採択を受けて、新年度も学校司書配置のモデル事業の予算が拡充されました。

このモデル事業は、先日の新聞報道にもありましたが、児童や現場の先生方にも大変に好評で、私たちの元にもこれを評価する声が上がっています。

しかしながら、本市独自の「総括学校司書」と「学校司書」のあり方、請願内容にある「専任」「専門」「常勤」という点に関しては、モデル事業における学校司書の処遇も含め、課題があるように思えます。改めて、教育長に見解と今後の取組を伺います。

#### ◎答 弁（教育長）

本市では、平成15年度から資格を有する学校図書館コーディネーターを配置し、市内全小中学校を巡回することにより学校図書館の活性化をめざしてまいりました。

現在名称を改め総括学校司書として、各区に3名ずつ配置して小中学校を巡回し、図書担当教諭や学校司書、図書ボランティアに対して、学校図書館の環境整備や図書館総合システム運用のアドバイス等、児童生徒が学校図書館を有効活用できるよう、適切な支援を行っております。

平成27年度から開始いたしました学校司書配置モデル事業につきましてもは現在、各区に2校ずつ学校司書を配置しております。

学校司書は1つの小学校に常駐し、学校図書館の環境整備や学習支援を行っております。学校

司書配置による効果につきましては、学校司書が図書館に常にいることで、児童が足を運びやすくなり、来館数や貸出数の増加につながっております。また、児童が学校司書に本についての相談をすることにより、いろいろな本を手にする機会が増え、児童の読書活動の幅が広がりました。さらに、学校図書館の環境整備がより一層充実いたしました。

学校からは「学校司書が担任と協力して授業に使う図書資料の準備を行うことにより、児童の学習活動が広がった。」等の声をいただいております。

学校司書の専門性につきましては、年4回の学校司書研修会を開催するとともに、学校図書館について知識や経験が豊富な有資格者の総括学校司書が、巡回訪問したおりに学校司書と情報共有の時間をもち、定期的に支援を行うことで資質の向上を図っております。

学校司書の中には司書、司書教諭の資格を有する者もおりますが、平成27年度の検証からは、資格の有無に関わらず学校司書配置による効果があらわれていると考えております。

今後の配置についてでございますが、平成29年度は21校に拡充するとともに、併せて3年間のモデル事業の効果の検証を十分に行った上で、小学校全校配置に向け、関係局と調整を図りながら検討を進めてまいります。